

障害者福祉のしおり

令和7年度版



大牟田市公式キャラクター
「ジャー坊」

大牟田市保健福祉部福祉支援室 福祉課障害福祉担当

〒836-8666 大牟田市有明町2-3

TEL (0944) 41-2663 FAX (0944) 41-2664

E-mail e-fs-shougai01@city.omuta.fukuoka.jp

ホームページ <http://www.city.omuta.lg.jp>

開庁時間 8時30分から17時15分

(ただし、12時から13時まではお昼休みです)

～令和 6 年度版からの主な変更点～

- J R 九州（鉄道）の障害者割引に精神障害者保健福祉手帳所持者も対象になりました。
詳しくは、J R 九州（鉄道）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2

- 障害基礎年金の対象者及び年金額に変更がありました。
詳しくは、障害基礎年金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2

- 特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当の支給額に変更がありました。
詳しくは、特別障害者手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4
障害児福祉手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4
特別児童扶養手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5

- 障害福祉サービス等を利用できる難病の方の対象疾病が 3 6 9 疾病から 3 7 6 疾病
に拡大されました。
詳しくは、対象疾病一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 8

- 福岡県警察への緊急通報システムがファクス 1 1 0 から 1 1 0 番アプリシステムと
電話リレーサービスに変更になりました。
詳しくは、1 1 0 番アプリシステム、電話リレーサービス・・・・・・・・・・ 4 7

目 次

<u>1 . 福祉制度一覧表</u>	1
<u>2 . 障害者手帳</u>	
1 身体障害者手帳	3
2 療育手帳	3
3 精神障害者保健福祉手帳	4
<u>3 . 医療費の給付・助成</u>	
1 重度障害者医療	5
2 後期高齢者医療制度	5
3 自立支援医療（更生医療）18歳以上	6
4 自立支援医療（育成医療）18歳未満	6
5 自立支援医療（精神通院医療）	6
6 配偶者障害による医療費助成制度（ひとり親家庭等医療）	7
7 小児慢性特定疾病医療費助成制度	7
8 特定医療費（指定難病）助成制度	7
<u>4 . 税金の控除・減免</u>	
1 所得税	8
2 住民税	8
3 贈与税	9
4 相続税	9
5 個人事業税	9
6 マル優制度	9
7 軽自動車税（種別割）・（環境性能割）	10
8 自動車税（種別割）・自動車税（環境性能割）	10
<u>5 . 公共料金などの割引・助成</u>	
1 JR九州	12
2 西鉄電車	13
3 西鉄バス	13
4 国内線航空運賃の割引	14
5 タクシー運賃の1割引	14
6 福祉タクシー利用券	14
7 有料道路の割引	15
8 NHK受信料の免除	16
9 携帯電話料金の割引	16
10 郵便の割引	17
11 青い鳥郵便葉書無料配付	17
12 電話番号案内料の免除（ふれあい案内）	17
13 公共施設入場料の割引	18
14 市営駐車場・市営駐輪場の利用料金の減免	19

6. 年金・手当

1	障害基礎年金	22
2	障害厚生年金	23
3	特別障害者手当 20歳以上	24
4	障害児福祉手当 20歳未満	24
5	特別児童扶養手当	25
6	児童扶養手当	25
7	腎臓疾患患者福祉給付金	25
8	心身障害者扶養共済制度	26

7. 障害者総合支援法及び児童福祉法による

障害児・者の福祉サービス

1	障害者総合支援法及び児童福祉法による障害児・者への支援について	27
2	サービスの利用手続きに必要なもの	29
3	サービス利用手続きのおおまかな流れ	30
4	利用者負担額	31
5	高額障害福祉サービス等給付費等の支給(サービス利用料の償還)	32
6	障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービスの内容	
・	障害福祉サービス	34
・	地域生活支援事業	35
・	障害児通所支援	35
・	相談支援事業	35
7	65歳以上の方へ(障害福祉サービスと介護保険の関係)	36
8	介護保険の適用除外施設	36

8. 日常生活の支援

1	相談支援事業者	37
2	知的障害者相談員・身体障害者相談員	37
3	補装具の給付	38
4	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成	39
5	医療的ケア児在宅レスパイト事業	39
6	日常生活用具の給付	39
7	小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	44
8	訪問入浴サービス	44
9	心配事などの相談	44
10	成年後見制度	45
11	日常生活自立支援事業	45
12	車いすの貸出し	45

9. 社会参加、レクリエーション等

1	手話通訳の派遣・設置	46
2	要約筆記奉仕員の派遣	46
3	電話お願い手帳	46
4	110番アプリシステム.....	47
5	電話リレーサービス.....	47
6	消防署緊急通報用ファクス	47
7	NET119緊急通報システム	47
8	点字・声の『広報おおむた』の発行	48
9	声の図書・点字図書の貸出し	48
10	自動車運転免許取得助成事業	48
11	自動車改造助成事業	48
12	大会・イベントなど	49
13	交流・訓練など	49
14	就学前の相談・就学中の療育訓練	51

10. 暮らしに役立つ情報

1	優先階住宅（市営住宅）	52
2	車いす対応住宅（市営・県営住宅）	52
3	生活福祉資金の貸付	52
4	ふくおか・まごころ駐車場	53
5	駐車禁止除外指定車の標章	53
6	大牟田市災害時要配慮者名簿	54
7	ヘルプカード・ヘルプマーク	55
8	医療支援手帳	55
9	郵便等による不在者投票	56
10	さまざまな相談支援事業	57

11. 公共機関・各種施設・団体・関係機関

1	福祉関係機関	59
2	市内の福祉施設	62
3	地域活動支援センター	71
4	市内の障害者団体	71
5	ボランティア団体	72
6	ボランティアの養成	72
7	公共機関一覧	73
8	クローバープラザ関係機関	74
9	オストメイト対応トイレ	74
10	多目的トイレ設置場所	75

1 福祉制度一覧表

障害等の種別 等級		制 度		公 共 料 金 な の 割 引 ・ 助 成								税 金			日常生活の援助				
				タクシー料金		鉄 道 運 賃 割 引	バ ス 運 賃 割 引	国 内 線 航 空 割 引	NHK 受信料		電 話 番 号 案 内 料 の 免 除	有 料 道 路 の 割 引	携 帯 電 話 基 本 使 用 料 等 の 割 引	特 別 障 害 者 控 除	障 害 者 控 除	(軽)自動車取得税免除 (軽)自動車税免除	車 い す 貸 出 し	補 装 具	日 常 生 活 用 具
				福祉 タクシー 利用券	一 割 引				全 額 免 除	半 額 免 除									
視 覚	1	△	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○		△	○	△	△		
	2	△	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○		△	○	△	△		
	3		○	○	○	△	△	△	○	△	○		○	△	○	△	△		
	4		○	○	○	△	△	△	○	△	○		○	△	○	△	△		
	5		○	○	○	△	△	△	○	△	○		○		○	△	△		
	6		○	○	○	△	△	△	○	△	○		○		○	△	△		
聴 覚 ・ 平 衡	2	△	○	○	○	△	△	△		△	○	○		△	○	△	△		
	3		○	○	○	△	△	△		△	○		○	△	○	△	△		
	4		○	○	○	△	△	△		△	○		○		○	△	△		
	5		○	○	○	△	△	△		△	○		○		○	△	△		
	6		○	○	○	△	△	△		△	○		○		○	△	△		
音 声 言 語 そ し ゃ く	3		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△	△		
	4		○	○	○	△	△			△	○		○		○	△	△		
肢 体 不 自 由	1	△	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○		△	○	△	△		
	2	△	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○		△	○	△	△		
	3		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△	△		
	4		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△	△		
	5		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△	△		
	6		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△	△		
内 部	1	△	○	○	○	△	△	△		△	○	○		△	○	△	△		
	2	△	○	○	○	△	△	△		△	○	○		△	○	△	△		
	3		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△	△		
	4		○	○	○	△	△			△	○		○		○	△	△		
知 的 障 害	A	△	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○		△	○		△		
	B		○	○	○	△	△		○		○		○	△	○				
精 神	1		△	○	○	△	△	△	○		○	○		△	○				
	2		△	○	○	△	△		○		○		○		○				
	3		△	○	○	△	△		○		○		○		○				
難病															○	△	△		
ページ		14	14	12	12	14	16	16	17	15	16	8	8	10	45	38	39		

○…… 対象 △…… 状況により対象

制 度 障害等の種別 等級		サービス		社会参加			手 当 ・ 年 金 等						医療の給付・助成						
		障害福祉サービス等	地域生活支援事業	郵便不在者投票	自動車運転免許取得助成	自動車改造助成	障害基礎年金	扶養共済	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	生活福祉資金貸付	腎臓疾患患者福祉給付金	自立支援医療			重度障害者医療	後期高齢者医療	
														更生医療	精神通院医療	育成医療			
視 覚	1	△	△				手帳の障害程度とは必ずしも一致しません。詳しくは、保険年金課又は大牟田年金事務所へ。	△	△	△	手帳の障害程度とは必ずしも一致しません。詳しくは、福祉課 障害福祉担当へ。	△		△		△	△	△	
	2	△	△					△	△	△		△		△		△	△	△	
	3	△	△					△	△	△		△		△		△	△	△	
	4	△	△						△	△		△		△		△			
	5	△	△						△	△		△		△		△			
	6	△	△						△	△		△		△		△			
聴覚・平衡	2	△	△		△			△	△	△		△		△		△	△	△	△
	3	△	△		△			△	△	△		△		△		△	△	△	
	4	△	△		△				△	△		△		△		△			
	5	△	△						△	△		△		△		△			
	6	△	△						△	△		△		△		△			
音声言語 そしゃく	3	△	△		△			△	△	△		△		△		△	△	△	△
	4	△	△		△				△	△		△		△		△		△	
肢体不自由	1	△	△	△	△	△		△	△	△		△		△		△	△	△	△
	2	△	△	△	△	△		△	△	△		△		△		△	△	△	
	3	△	△		△	△		△	△	△		△		△		△	△	△	
	4	△	△		△	△				△		△		△		△		△	
	5	△	△			△				△		△		△		△			
	6	△	△			△				△		△		△		△			
内 部	1	△	△	△	△			△	△	△		△	△	△		△	△	△	
	2	△	△	△	△			△	△	△		△	△	△		△	△	△	
	3	△	△	△	△			△	△	△		△	△	△		△	△	△	
	4	△	△		△				△	△		△	△	△		△			
知的 障害	A	△	△		△			△	△	△		△	△				△	△	
	B	△	△		△			△	△	△		△	△				△		
精 神	1	△	△					△	△	△		△	△			△		△	△
	2	△	△					△	△	△		△	△			△			△
	3	△	△					△	△	△		△	△			△			
難病		△	△										△						
ページ		27	35	56	48	48	22	26	24	24	25	52	25	6	6	6	5	5	

○…… 対象 △…… 状況により対象

2 障害者手帳

①身体障害者手帳

◆ 対象者

視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能、肝臓に障害がある人。

障害の程度によって、1級から6級までの区分と第1種、第2種の種別があります。

◆ 手続きに必要なもの

手続きの種類 必要なもの	新規申請	等級変更 障害追加	再認定 ※2	紛失・破損 再交付	住所・氏名 の変更※3	返 還 (死亡等)	転 入
身体障害者用診断書 ※1 (有効3か月以内)	○	○	○				
写真(縦4cm 横3cm) (撮影1年以内の上半身、脱帽)	○	○	○	○			
印鑑※4	○	○	○	○		○	
身体障害者手帳		○	○	○ 破損のみ	○	○	○
本人のマイナンバーカード 又は通知カード	○	○	○	○	○		○

※1 診断書及び申請書、届出書の用紙は福祉課障害福祉担当にあります。(ホームページからも取れます。)

※2 再認定は、手帳に次回再判定の記載のある方のみとなります。

※3 転出される方は、新居住地の市区町村福祉担当での手続きとなります。

※4 本人自署の場合は、不要です。

②療育手帳

◆ 対象者

障害の程度によって、A1(最重度)、A2(重度)、A3(合併障害)、B1(中度)、B2(軽度)の区分と第1種、第2種の種別があります。手帳申請の前に判定を受ける必要があります。

◆ 判定申込

18歳未満	大牟田児童相談所	TEL 54-2344
直接電話等で判定の予約をしてください。判定後、判定書を渡されます。		
18歳以上	福祉課障害福祉担当	TEL 41-2663
福祉課障害福祉担当で簡単な聞き取りを行い、福祉課障害福祉担当を通して障がい者更生相談所へ判定の申込みをします。		

※ 手帳取得後の次回判定日が記載されている方は、期限内に再判定を受ける必要があります。上記同様の手続きが必要です。(再判定の申請は3か月前からできます。)判定終了後、お持ちの手帳に判定結果が記入されます。

◆ 申請に必要なもの

手続きの種類 必要なもの	新規申請	破損・紛失 再交付	住所・氏名 の変更※1	返 還 (死亡等)	転 入
判定書	○				
写真(縦4cm 横3cm) (撮影1年以内の上半身、脱帽)	○	○			
療育手帳		○ 破損のみ	○	○	○
本人のマイナンバーカード 又は通知カード	○	○	○		○

申請書、届出書等の用紙は福祉課障害福祉担当にあります。

※1 転出される方は、新居住地の市区町村福祉担当での手続きとなります。

③精神障害者保健福祉手帳

◆ 対象者

精神疾患（精神症状を伴う、知的障害を含む）のため、長期にわたり日常生活または社会生活への制限（障害）のある人。病院に初めてかかった日（初診）から6か月以上たった日から申請できます。

◆ 手続きに必要なもの

手続きの種類 必要なもの	新規申請	等級変更	再認定 (更新)※2	破損・紛失 再交付	住所・氏名 の変更※3	返 還 (死亡等)	転 入
精神障害者保健福祉手帳用 診断書(有効3か月以内)※1	○	○	○				
写真(縦4cm 横3cm) (撮影1年以内の上半身、原則脱帽)	○	○	△ ※4	○			○
精神障害者保健福祉手帳		○	○	○ 破損のみ	○	○	○
本人のマイナンバーカード 又は通知カード	○	○	○	○	○		○

(精神症状に伴う障害年金を受給されている方は障害年金証書等の写しでも申請できます。)

※2 再認定(更新)は、有効期限の3か月前から手続きができます。

※3 転出される方は、新居住地の市区町村福祉担当での手続きとなります。

※4 写真は、障害等級に変更がなく、更新欄に余白があれば原則不要です。

各手帳の注意事項

- ・手帳を他の人に譲ったり、貸したりしないでください。
- ・手帳に記載のある住所、氏名が変わったときは、福祉課障害福祉担当に届けてください。
※市外に転出したときは、転出先の市区町村等での届出が必要です。
- ・手帳を紛失・破損したとき、障害の程度が変わったときは再交付の申請ができます。
- ・障害が回復したときや手帳が不要になったときは、返還してください。

各手帳に関するお問合せ・申請は

福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664

3 医療費の給付・助成

重度障害者医療

重度の障害者に対する医療費助成制度です。大牟田市民で医療保険各法の加入者であり、生活保護を受けていない方のうち、次のいずれかの事項に該当する方に医療証を交付します。これにより病院等で要した医療費（健康保険の対象外の費用、入院中の食事代等を除く）の自己負担の一部が助成されます。ただし、本人及び同居の家族の所得制限があります。

※ 高校生年代から申請できます。（中学生までは子ども医療の利用となります）

※ 65歳以上の方は、後期高齢者医療制度への加入が必要です。

◆ 対象者

- ① 身体障害者手帳 1 級又は 2 級
- ② 療育手帳 A（判定書が「重度」）
- ③ 身体障害者手帳 3 級でかつ療育手帳 B 1（判定書が「中度」）
- ④ 特別児童扶養手当証書・障害基礎年金証書が 1 級でかつ傷病名が知的障害又は精神遅滞
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳 1 級

お問合せ・申請は子ども家庭課へ TEL 41-2661 FAX 41-2675

後期高齢者医療制度

65歳以上75歳未満の方で、次のいずれかの事項に該当する場合、後期高齢者医療制度に加入することができます。

- ① 身体障害者手帳の 1～3 級
- ② 身体障害者手帳の音声又は言語機能障害 4 級
- ③ 身体障害者手帳の下肢機能障害 4 級の一部
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の 1 級又は 2 級
- ⑤ 療育手帳 A
- ⑥ 国民年金法などによる障害年金・障害基礎年金の 1 級又は 2 級
- ⑦ その他、①～③と同程度の障害があると認められる方

65歳以上の方が重度障害者医療の助成を受けるためには、後期高齢者医療制度への加入が必要です。

お問合せ・申請は

保険年金課（後期高齢者医療担当）へ TEL 41-2665 FAX 41-2552

自立支援医療（更生医療）１８歳以上

１８歳以上の身体障害者手帳所持者が、知事の指定した医療機関において、手帳に記載されている障害を軽くしたり機能を回復させたりするために必要な手術や治療を受ける場合に、更生医療の給付を受けることができます。

心臓疾患に関する手術、人工関節置換術、人工透析などがあり、障がい者更生相談所の判定により日常生活能力や職業能力の回復、又は改善が見込まれる医療が対象となります。

原則として１割の自己負担があり、所得等により負担上限額が定められます。

※ただし、入院時の食事代は自己負担となります。

お問合せ・申請は

福祉課障害福祉担当へ TEL ４１－２６６３ FAX ４１－２６６４

自立支援医療（育成医療）１８歳未満

肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語の障害及び心臓、じん臓、肝臓、その他先天性内臓障害がある１８歳未満の児童で、手術等を指定医療機関で受ける場合、医療費を負担します。

原則として１割の自己負担があり、所得等により負担上限額が定められます。

※ただし、入院時の食事代は自己負担となります。

お問合せ・申請は

子ども家庭課へ TEL ４１－２６６１ FAX ４１－２６７５

自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患により精神科等の医療機関へ通院される場合に、本人の負担額を軽減する制度です。

原則として１割の自己負担があり、所得等により負担上限額が定められます。

※対象となるかどうかは、通院中の医療機関等へ確認してください。

お問合せ・申請は

福祉課障害福祉担当へ TEL ４１－２６６３ FAX ４１－２６６４

配偶者障害による医療費助成制度（ひとり親家庭等医療）

児童（１８歳に達する日以降の最初の３月３１日までの間にある者）を養育している父母のどちらかに重度の障害がある方に対する医療費の助成制度です。

配偶者が次のいずれかの障害要件に該当する方が児童を養育している場合、その方とその児童は、ひとり親家庭等医療費の対象となります。ただし本人及び同居の家族の所得制限等があります。

◆ 障害要件

- ①年金の障害等級 １ 級程度
- ②身体障害者手帳 １ 級または ２ 級（ただし、心臓、じん臓、呼吸器又はぼうこう若しくは直腸の機能の障害の １、２ 級及び肢体不自由のうち上肢障害の ２ 級の三、四を除く）

お問合せ・申請は

子ども家庭課へ TEL ４１－２６６１ FAX ４１－２６７５

小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾病（厚生労働大臣が指定した疾患）にかかっている １８歳未満の児童（引き続き治療が必要であると認められる場合は、２０歳未満）について、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費及び自己負担分の一部を助成する制度です。

小児慢性特定疾病の審査会で承認され、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受ければ医療費が助成されます。

お問合せ・申請は

福岡県南筑後保健福祉環境事務所 疾病対策係へ TEL ６９－５４０５

特定医療費（指定難病）助成制度

指定難病（発病の機構が明らかでなく、かつ治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働大臣が指定した疾患）にかかっている方に対する医療費助成制度です。疾患研究により医療の確立、普及を図るとともに、受診者の医療費負担軽減を図ることを目的としています。指定難病審査会で承認され、特定医療費受給者証の交付を受ければ医療費が助成されます。

お問合せ・申請は

福岡県南筑後保健福祉環境事務所 疾病対策係へ TEL ６９－５４０５

4 税金の控除・減免

所得税

本人、控除対象配偶者又は扶養親族が障害者の場合、所得額から次のとおり控除されます。

① 障害者控除 27万円

◆ 対象者

- ・ 身体障害者手帳3～6級
- ・ 療育手帳B
- ・ 精神障害者保健福祉手帳2～3級

② 特別障害者控除 40万円

◆ 対象者

- ・ 身体障害者手帳1～2級
- ・ 療育手帳A
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級

③ 同居特別障害者控除 75万円

※居住者の同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ、その居住者又はその居住者の配偶者若しくはその居住者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている場合

お問合せは大牟田税務署へ TEL 52-3245

住民税

本人、控除対象配偶者又は扶養親族が障害者の場合、所得額から次のとおり控除されます。

① 障害者控除 26万円

② 特別障害者控除 30万円

③ 同居特別障害者控除 53万円

※対象者は所得税と同じ

お問合せ・申請は税務課へ TEL 41-2608 FAX 41-2552

贈与税

特別障害者に対する贈与で一定条件の下に信託銀行等に信託する場合、6,000万円（特別障害者以外の者は3,000万円）まで税金はかかりません。

お問合せは大牟田税務署へ TEL 52-3245

相続税

障害者が相続により財産を取得した場合、その人の年齢に応じた一定の金額が相続税額より控除されます。

- ① 障害者控除 … その人が85歳になるまでの年数×10万円
- ② 特別障害者控除 … その人が85歳になるまでの年数×20万円

※ 対象者は所得税と同じ

お問合せは大牟田税務署へ TEL 52-3245

個人事業税

重度の視覚障害者（両眼の矯正視力の和が0.06以下）があんま、はり、きゅう等医業に類する事業を行う場合、事業税が非課税になります。

お問合せ・申請は福岡県久留米県税事務所へ TEL 0942-30-1014

マル優制度

銀行等の預貯金の利子等が一定限度額内で非課税となるものです。

◆ 対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者または、障害年金等の受給者

詳しくは、各金融機関にお問合せください。

軽自動車税（種別割）・軽自動車税（環境性能割）・自動車税（種別割）・自動車税（環境性能割）

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の交付を受け、一定の障害・等級に該当し一定の要件を満たしている場合、軽自動車税（種別割）、軽自動車税（環境性能割）、自動車税（種別割）、自動車税（環境性能割）の減免が受けられます。ただし、本人又は同一生計者が所有している車に限ります。

- ・減免を受けることができるのは、対象となる方1人につき軽自動車又は普通自動車どちらか1台です。
- ・自動車検査証に事業用と記載されているものは、対象外になります。
- ・同一生計者が所有する場合又は同一生計者・常時介護者が運転する場合は、障害者本人の通院・通学等のために使用することが条件となります。
- ・常時介護者（福祉事務所長から常時介護者の認定を受ける必要があります）が運転する場合については、下記までお問合せください。

軽自動車税（種別割）

◆ 対象となる障害・等級について

次ページの《減免基準表》のとおり

◆ 受付期間

軽自動車税（種別割）の納税通知書が届いてから、納期限まで

◆ 手続きに必要なもの

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳
- ② 当該年度の軽自動車税納税通知書
- ③ 自動車検査証（車検証） ※ コピー可
- ④ 運転者の運転免許証 ※ コピー可
- ⑤ 納税義務者のマイナンバーが確認できる書類
- ⑥ 来庁者の身分証明書（運転免許証等）※代理人による申請の場合

軽自動車税（種別割）についてのお問合せ・申請は

市役所税務課へ TEL 41-2471 FAX 41-2552

軽自動車税（環境性能割）

◆ 対象となる障害・等級について

次ページの《減免基準表》のとおり

軽自動車税（環境性能割）についてのお問合せは

福岡県税務課へ TEL 092-643-3067 FAX 092-643-3051

自動車税（種別割）・自動車税（環境性能割）

◆ 対象となる障害・等級について

次ページの《減免基準表》のとおり

自動車税（種別割）についてのお問合せ・申請は

福岡県大牟田県税事務所 TEL 41-5122 FAX 52-1015

福岡県久留米県税事務所 TEL 0942-30-1026 FAX 0942-33-6139

なお、自動車税（環境性能割）については、福岡県久留米県税事務所上津分室

（TEL 0942-21-0554 FAX 0942-22-5318）にお問合せください。

《減免基準表》

障 害 名		所有者区分	身体障害者手帳		戦傷病者手帳	
			本人運転	同一生計者運転	本人運転	同一生計者運転
視覚障害		本人所有	2級の3～4及び 3級の3～4※	1～3級・ 4級の1	特項～4項症	特項～4項症
		同一生計者所有	1～3級・4級の1			
聴覚障害		本人所有	2級及び3級	2級及び3級	特項～4項症	特項～4項症
		同一生計者所有				
平衡機能障害		本人所有	3級	3級	特項～4項症	特項～4項症
		同一生計者所有				
音声、言語又は そしゃく機能障害		本人所有	3級	3級	特項～2項症	特項～2項症
		同一生計者所有				
上肢不自由		本人所有	1級及び2級	1級及び2級	特項～3項症	特項～3項症
		同一生計者所有				
下肢不自由		本人所有	1～6級	1～4級	特項～6項症・ 1～3款症	特項～3項症
		同一生計者所有	1～4級		特項～3項症	
体幹不自由		本人所有	1～3級・5級	1～3級	特項～6項症・ 1～3款症	特項～4項症
		同一生計者所有	1～3級		特項～4項症	
乳幼児期以 前の非進行 性脳病変に よる運動機 能障害	上肢機能	本人所有	1～2級	1～2級		
		同一生計者所有				
	移動機能	本人所有	1～6級	1～4級		
		同一生計者所有	1～4級			
心臓機能障害		本人所有	1級及び3級	1級及び3級	特項～3項症	特項～3項症
		同一生計者所有				
じん臓機能障害		本人所有	1級及び3級	1級及び3級	特項～3項症	特項～3項症
		同一生計者所有				
呼吸器機能障害		本人所有	1級及び3級	1級及び3級	特項～3項症	特項～3項症
		同一生計者所有				
ぼうこう又は 直腸の機能障害		本人所有	1級及び3級	1級及び3級	特項～3項症	特項～3項症
		同一生計者所有				
小腸機能障害		本人所有	1級及び3級	1級及び3級	特項～3項症	特項～3項症
		同一生計者所有				
ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害		本人所有	1級～3級	1級～3級		
		同一生計者所有				
肝臓機能障害		本人所有	1級～3級	1級～3級	特項～3項症	特項～3項症
		同一生計者所有				

※視覚障害の本人運転について詳しくはお問合せ下さい。

下肢不自由の障害があり、他の部位にも障害がある方は、合算された等級を下肢不自由の等級として判断します。

知的障害	本人所有	療育手帳の障害の程度の記載欄に“Ａ”又は“Ｂ１”と表示のある方又は児童相談所又は障がい者更生相談所において発行された“Ａ”又は“Ｂ１”の判定書をお持ちの方
	同一生計者所有	

精神障害	本人所有	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の記載欄に“１級”と表示のある方
	同一生計者所有	

5 公共料金などの割引・助成

JR九州（鉄道）

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者はJRの鉄道運賃の割引を受けることができます。手帳の種類が第1種か第2種かにより受けられる割引が次のように変わります。

◆ 第1種

対 象	種 類	割引率	備 考
本 人（単独時）	普通乗車券	5 割	片道101km以上の場合のみ
本 人（介護者同伴時）	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券		距離制限なし
介 護 者			

◆ 第2種

対 象	種 類	割引率	備 考
本 人	普通乗車券	5 割	片道101km以上の場合のみ
介 護 者	定期乗車券	5 割	本人が12歳未満の障害児の場合のみ

- 乗車券等を購入するときは、駅の窓口で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示してください。
- ただし、第1種の方が介護者同伴で片道100km以下の区間を利用する場合は券売機で小児用の普通乗車券を購入することもできます。その際は、改札時等の係員に手帳を提示してください。
- 介護者は本人と同一種類・区間を同時に購入（利用）するときに割引があります。
- 小児用の定期券の割引はありません。
- 介護者に対して販売する割引の定期券は、通勤定期となります。
- 介護者は障害者1人に対し1人までです。介護者単独で利用する場合、割引はありません。
- 特急券（指定席・自由席）、グリーン券、寝台券などは、割引になりません。

JR九州（バス）

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者はJRバスの運賃の割引を受けることができます。手帳の種別や等級により受けられる割引が次のように変わります。

◆ 第1種・第2種（身体障害者手帳、療育手帳）、1～3級（精神障害者保健福祉手帳）

対 象	種 類	割引率	備 考
本 人	普通運賃	5 割	精神障害者保健福祉手帳3級の所持者の介護者を除く
介 護 者	定期運賃	3 割	精神障害者保健福祉手帳3級の所持者の介護者を除く

- 割引適用範囲は、直方線、イオン線、嬉野線、牛の岳線、北薩線、日田彦山線BRT、高速バスです。
- 乗車券等を購入するときは、窓口で手帳を提示してください。
- 介護者は、本人と同一種類・区間を同時に購入（利用）するときに割引があります。
- 介護者に対して販売する割引の定期券は、通勤定期となります。
- 介護者は障害者1人に対し1人までです。介護者単独で利用する場合、割引はありません。
- 高速バスは割引の対象路線及び対象者、割引内容が違いますのでご注意ください。

西鉄電車

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者は西鉄電車・バスの割引を受けることができます。手帳の種別や等級により受けられる割引が次のように変わります。

※ n i m o c a のご利用等について、詳しくは西鉄の駅、営業所などにお尋ねください。

◆ 第1種（身体障害者手帳、療育手帳）、1級（精神障害者保健福祉手帳）

対 象	種 類	割引率
本 人	普通乗車券、回数券、定期券	5 割
介護者	普通乗車券、回数券、定期券	5 割

◆ 第2種（身体障害者手帳、療育手帳）、2・3級（精神障害者保健福祉手帳）

対 象	種 類	割引率	備 考
本 人	普通乗車券、回数券	5 割	
介護者	定期券	5 割	本人が12歳未満の障害児の場合のみ

- ・ 乗車券等を購入するときは、駅の窓口で手帳を提示してください。
- ・ 券売機で購入するときは、割引ボタンを押してください（係員が確認に来ます）。
- ・ 介護者は、本人と同一種類・区間を同時に購入（利用）するときに割引があります。
- ・ 小児用の定期券の割引はありません。
- ・ 介護者に対して販売する割引の定期券は、通勤定期となります。
- ・ 介護者は障害者1人に対し1人までです。介護者単独で利用する場合、割引はありません。

西鉄バス

◆ 第1種（身体障害者手帳、療育手帳）、1級（精神障害者保健福祉手帳）

対 象	種 類	割引率
本 人	普通乗車券、現金、定期券	5 割
介護者	普通乗車券、現金、定期券	5 割

◆ 第2種（身体障害者手帳、療育手帳）、2・3級（精神障害者保健福祉手帳）

対 象	種 類	割引率	備 考
本 人	普通乗車券、現金、定期券	5 割	
介護者	定期券	5 割	本人が12歳未満の障害児の場合のみ

- ・ 普通乗車券、定期券を購入するときは、窓口で手帳を提示してください。現金の場合は、運賃を支払う前にバスの乗務員に手帳を提示してください。
- ・ 介護者は、本人と同一種類・区間を同時に購入（利用）するときに割引があります。
- ・ 小児用の定期券の割引はありません。
- ・ 介護者に対して販売する割引の定期券は、通勤定期となります。
- ・ 介護者は障害者1人に対し1人までです。介護者単独で利用する場合、割引はありません。
- ・ 一部割引対象外の区間等があります。

国内線航空運賃の割引

12歳以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者本人と介護者1名は、国内線航空運賃の割引を受けることができます。（適用のない航空会社もあります。）

- ・ 航空券を購入する場合、該当する手帳を販売窓口に提示してください。
- ・ 他の航空割引（例：早割り）との併用はできません。場合によっては他の航空割引のほうが障害者割引よりお得な場合もあります。

航空会社又は路線により異なります。詳しくは、航空会社等へお問い合わせください。

タクシー運賃の1割引

身体障害者手帳、療育手帳の所持者がタクシーを利用する場合、手帳の提示により運賃の1割引（支払額の10円未満切捨て）が受けられます。また、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方については各タクシー会社が任意で割引を行っている場合があります。

詳しくは、タクシー会社へお問合せください。

福祉タクシー利用券

重度心身障害児・者に年間1人24枚（血液透析を行っている更生医療受給者は72枚）を限度として福祉タクシー利用券を交付します。タクシーを利用される際に、手帳とタクシー利用券を提示すれば、運賃のうち初乗り料金相当額（基本料金）が差し引かれます。

◆ **対象者** 次の①～④のすべての要件に該当する方が対象です。

- ① 在宅で生活している方
- ② 自動車税等の減免を受けていない世帯
- ③ 市民税非課税世帯又は生活保護を受けている世帯
- ④ 療育手帳A、A1、A2もしくはA3、又は総合等級が1級もしくは2級の身体障害者手帳の所持者で、手帳の障害名に視覚障害、下肢障害、体幹機能障害、移動機能障害、平衡機能障害、内部機能障害のいずれかが含まれる方

お問合せ・申請は

福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664

有料道路の割引

有料道路を利用する際、身体障害手帳又は療育手帳の交付を受けられている方のうち次の事項に該当する方は有料道路の割引が受けられます。ただし、事前に割引のための申請が必要です。事前に手続きを済ませた手帳を料金支払いの際に提示することで、割引を受けることができます。

また、ＥＴＣを利用する場合も、事前にＥＴＣ割引の登録手続きを済ませれば割引を受けることができます。

◆ 対象となる範囲

手帳の種類		運転者の要件	割引率	自動車所有者の要件
身体障害者手帳	第１種	本人が運転もしくは介護者が運転し、本人が同乗	５割	本人または同一生計者などの個人が所有する自動車
	第２種	本人が運転の場合のみ		
療育手帳	第１種	介護者が運転し、本人が同乗		

◆ 手続きに必要なもの

書類名	手続き内容			
	事前申請において 自動車を登録する場合		事前申請において 自動車を登録しない場合	
	新規	変更・更新	新規	変更・更新
障害者ご本人の手帳	○	○	○	○
登録を希望する自動車の自動車検査証(車検証) ※1 又は軽自動車届出済証※2	○	○		
ＥＴＣカード(障害者ご本人の名義)	○	※3		
ＥＴＣ車載器セットアップ申込書・証明書	○	※3		
運転免許証またはマイナ免許証※4 (第２種の方のみ)	○		○	

※1 電子車検証の場合は、電子車検証と自動車検査証記録事項をお持ちください。

※2 125cc 超の軽二輪の場合

※3 ＥＴＣカードや車載器が変更になった場合は必要です。

※4 顔写真、免許の年月日及びマイナ免許証の有効期限の末日、免許の種類などが表示されている免許証の画面(スクリーンショットまたは印刷も可)を申請窓口で提示する必要があります。

◆ 利用方法

＜ＥＴＣを利用しない場合＞

料金所で手帳に記載された「有料道路割引の証明」を提示ください。

＜ＥＴＣを利用する場合＞

申請後２週間ほどで、ＥＴＣ割引登録係から登録通知が送付されます。その後登録されたＥＴＣカードを、登録されたＥＴＣ車載器に挿入し、登録した自動車で通行してください。

- ・事前に手続きを済ませた手帳を提示することで、ナンバーを登録していない自動車を利用された場合でも、料金所の一般レーンであれば割引の適用が可能です(業務利用車両以外)。
 - ・ナンバーを登録している自動車を変更する場合は、変更手続きをしてください。
 - ・有効期間は最長２年で、更新が必要です。更新は有効期限の２か月前から申請できます。
- ※ご利用にあたっての詳細は、事前申請時にお渡しする「有料道路における障害者割引制度のご案内」をご覧ください。

お問合せはNEXTCO西日本等へ

申請は福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664

NHK受信料の免除

次の事項に該当する方は、NHK放送受信料（BSも含む）の半額免除又は全額免除を受けることができます。

◆ 全額免除対象者

世帯員のどなたかが障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳（又は判定書）、精神障害者保健福祉手帳）のいずれかをお持ちで、世帯全員が市民税非課税の場合

◆ 半額免除対象者

以下のいずれかにあてはまる方が、世帯主で受信契約者の場合

①視覚障害又は聴覚障害の身体障害者手帳の所持者

②重度の障害者

- ・ 身体障害者手帳（１級、２級）
 - ・ 療育手帳又は判定書（Ａ、Ａ１、Ａ２、Ａ３）
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳（１級）
- } のいずれかの所持者

③重度（障害程度が恩給法に規定する特別項症から第１款症に相当）の戦傷病者手帳の所持者

戦傷病者手帳の所持者のお問合せは福岡県福祉労働部保護・援護課へ

TEL 092-643-3294 FAX 092-643-3306

◆ 手続きに必要なもの

①身体障害者手帳、療育手帳（又は判定書）、精神障害者保健福祉手帳

②印鑑

対象に該当する場合は、福祉課障害福祉担当で証明した放送受信料免除申請書を発行しますので、NHKへ提出してください。

お問合せはNHKふれあいセンターへ	TEL 0570-077-077
（上記が繋がらない場合）	TEL 050-3786-5003
	FAX 045-522-3044
申請は福祉課障害福祉担当へ	TEL 41-2663 FAX 41-2664

携帯電話料金の割引

障害者手帳の所持者は、携帯電話基本使用料等が割引になる場合があります。

◆ 対象者

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者

詳しくは、ご利用の各携帯電話会社にお問合せください。

郵便の割引

通常郵便料金 (第4種)	点字郵便物、特定録音物等郵便物(注1)	3kgまで無料
-----------------	---------------------	---------

(注1) 点字郵便物は、点字のみを掲げたものを内容とします。特定録音物等郵便物は、盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で日本郵便株式会社が指定する施設から差し出し又はこれらの施設にあてて差し出されるものに限りします。

ゆうメール	心身障害者用 ゆうメール(注2) (3kgを超えないもの)	150g まで 92円	250g まで 110円	500g まで 150円	1kg まで 180円	2kg まで 230円	2kg超 (3kgまで) 310円	
ゆうパック	聴覚障害者用ゆうパック(注3)(30kgを超えないもの)	60 サイズ	80 サイズ	100 サイズ	120 サイズ	140 サイズ	160 サイズ	170 サイズ
	点字ゆうパック (30kgを超えないもの)	100円	210円	320円	420円	520円	630円	730円

(注2) 身体に重度の障害のある方または知的障害の程度が重い方と一定の図書館との間で、図書の閲覧のために発受されるものに限りします。

(注3) 聴覚障害者用ビデオテープその他の録画物(DVDなど)を内容とし、聴覚障害者と日本郵便株式会社が指定する施設との間でビデオテープその他の録画物の貸出し又は返却のために発受されるものに限りします。

青い鳥郵便葉書無料配付

療育手帳A、A1、A2又は、身体障害者手帳1級もしくは2級の所持者に、通常郵便葉書(無地、インクジェット紙又はくぼみ入り)、通常郵便葉書胡蝶蘭(無地又はインクジェット紙)の葉書のいずれか1種類を20枚無料配布します。申込み期間は4月1日～5月31日で、配付期間は4月20日～5月31日です。(なお、それぞれ当日が土日又は休日に当たる場合は翌営業日が対象となります。)

お問い合わせ・申請は各郵便局へ

電話番号案内料の免除(ふれあい案内)

電話帳の利用が困難な、目や上肢等の不自由な方又は、知的障害や精神障害のある方が無料で番号案内を受けることができる制度です。

◆ 対象者

- ① 身体障害者手帳の所持者で次のいずれかの事項に該当する方
 - ・ 視覚障害 1級～6級
 - ・ 肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害) 1級及び2級
 - ・ 聴覚障害 2級、3級、4級及び6級
 - ・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 3級及び4級
- ② 療育手帳の所持者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の所持者
- ④ 戦傷病者手帳の所持者で次のいずれかの事項に該当する方
 - ・ 視力障害 特別項症～第6項症
 - ・ 上肢障害 特別項症～第2項症
 - ・ 聴覚障害 第2項症、第4項症
 - ・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 第1項症、第2項症及び第4項症

お問い合わせ・申請はNTTふれあい案内担当へ TEL 0120-104-174
FAX 0120-104-134

公共施設入場料の割引

大牟田市内の障害者割引がある主な施設は以下のとおりです。

◆大牟田市動物園◆（大牟田市ともだちや絵本美術館を含む）

	身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳	
	1種	2種	A	B	1級	2・3級
本人	無料	無料	無料	無料	無料	無料
介護人	無料(1名)	—	無料(1名)	—	無料(1名)	—

▼ 連絡先等（大牟田市動物園）

大牟田市昭和町163 TEL 56-4526 FAX 56-9551

（大牟田市ともだちや絵本美術館）

大牟田市若宮町2-1 TEL 32-8050

▼ 開園時間 9:30～17:00
9:30～16:30（12月～2月末） } 閉園前1時間前には入園できません

▼ 休園日 毎月第2・4月曜日（祝日及び振替休日の場合はその翌日）及び、12/29～1/1

▼ ミライロIDが使用できます。

◆大牟田市石炭産業科学館◆

	身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳	
	1種	2種	A	B	1級	2・3級
本人	無料	無料	無料	無料	無料	無料
介護人	無料(1名)	—	無料(1名)	—	無料(1名)	—

▼ 連絡先等 大牟田市岬町6-23 TEL 53-2377 FAX 53-2340

▼ 開館時間 9:30～17:00

▼ 休館日 毎週月曜日（祝日の場合は翌日）及び、12/29～1/3

▼ ミライロIDが使用できます。

◆大牟田市立三池カルタ・歴史資料館◆

障害の有無にかかわらず、入館料は無料です。

▼ 連絡先等 大牟田市宝坂町2-2-3 TEL 53-8780
FAX 53-8781

▼ 開館時間 10:00～17:00

▼ 休館日 毎週月曜日・毎月の最終木曜日（祝日の場合はその翌日）及び、12/29～1/3、並びに展示替え期間（お問合せください。）

※市外や県外の施設でも割引制度がある場合があります。

各施設へ事前にお問合せください。

市営駐車場・市営駐輪場の利用料金の減免

◆大牟田駅東口駐車場◆

【一時利用の減免】

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者は、駐車利用券が半額となります。
(手続きは大牟田駅東口駐輪場・大牟田駅西口駐輪場事務所で行っています。)

・駐車利用券

種別	単位	通常金額	減免後金額〔半額〕
110 円券	11 枚	1,000 円 (税込)	500 円 (税込)
	23 枚	2,000 円 (税込)	1,000 円 (税込)

※利用券は、定期利用にはご利用できません。

・【参考：駐車場の利用料金】

利用時間帯	利用時間	金額
午前 6 時から午後 10 時まで	入庫から 30 分以内	無料
	入庫から 30 分を超え 60 分以内	220 円 (税込)
	60 分を超え 60 分ごと	110 円 (税込)
午後 10 時から翌日午前 6 時まで	入庫から 30 分以内	無料
	入庫から 30 分を超え 60 分以内	50 円 (税込) ※
	60 分を超え 60 分ごと	50 円 + 税 ※

※消費税を加算した金額に 10 円未満の端数がある時は、その端数を切捨てます。

※「60 分を超え 60 分ごとに」の料金は、60 分を超えた分の合計金額に対して消費税を加算します。

※連続して利用する場合の最大料金は 1 日 (24 時間) あたり 800 円 (税込) です。

【定期利用の減免】

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者は、利用料金が半額となります。(手続きは大牟田駅東口駐輪場・大牟田駅西口駐輪場事務所で行っています。)

利用台数：19 台 (一般駐車場 18 台、身体障害者用駐車場 1 台)

種別	通常金額	減免金額〔半額〕
定期利用	11,000 円 (税込)	5,500 円 (税込)

◆東口自転車等駐車場・西口自転車等駐車場◆

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者は、利用料金が半額となります。（10 円未満切り捨て）（手続は大牟田駅東口駐輪場・大牟田駅西口駐輪場事務所でを行っています。）

名 称	収容台数	利用時間
東口自転車等駐車場	850 台	午前 6 時～午後 10 時 ※上記以外は時間外利用スペース（有料）をご利用ください。
西口自転車等駐車場	750 台	

・ 駐車料金表 ※減免後料金は[] で表記しています。

利用の種類		自転車	原付バイク	自動二輪車 (125CC 未満)	自動二輪車 (125CC 以上)
学生定期	1 か月	1,100 円 [550 円]	2,200 円 [1,100 円]	2,420 円 [1,210 円]	3,190 円 [1,590 円]
	3 か月	3,080 円 [1,540 円]	6,270 円 [3,130 円]	6,710 円 [3,350 円]	8,910 円 [4,450 円]
一般定期	1 か月	1,320 円 [660 円]	2,640 円 [1,320 円]	2,970 円 [1,480 円]	3,850 円 [1,920 円]
	3 か月	3,630 円 [1,810 円]	7,370 円 [3,680 円]	8,250 円 [4,120 円]	10,780 円 [5,390 円]
一時利用(1 日 1 回)		110 円 [50 円]	220 円 [110 円]	220 円 [110 円]	330 円 [160 円]

お問合せ・申請は 大牟田駅東口駐輪場事務所 TEL・FAX 43-3184 大牟田駅西口駐輪場事務所 TEL 43-4805

◆新大牟田駅駐車場◆

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者は、駐車利用券が半額となります（手続は大牟田駅東口駐輪場・大牟田駅西口駐輪場事務所で行っております）。

・駐車利用券

種別	単位	通常金額	▶	減免金額〔半額〕
110 円券	11 枚	1,000 円（税込）		500 円（税込）
	23 枚	2,000 円（税込）		1,000 円（税込）

・【参考：駐車場の利用料金】

利用時間帯	利用時間	金額
午前 6 時から午後 10 時まで	入庫から 30 分以内	無料
	入庫から 30 分を超え 60 分以内	220 円（税込）
	60 分を超え 60 分ごと	110 円（税込）
午後 10 時から翌日午前 6 時まで	入庫から 30 分以内	無料
	入庫から 30 分を超え 60 分以内	50 円（税込）※
	60 分を超え 60 分ごと	50 円＋税 ※

※消費税を加算した金額に 10 円未満の端数がある時は、その端数を切捨てます。

※「60 分を超え 60 分ごとに」の料金は、60 分を超えた分の合計金額に対して消費税を加算します。

※連続して利用する場合の最大料金は 1 日（24 時間）あたり 380 円（税込）です。

お問合せ・申請は 大牟田駅東口駐輪場事務所 TEL・FAX 43-3184 大牟田駅西口駐輪場事務所 TEL 43-4805
--

◆新大牟田南駐車場◆

【定期利用の減免】

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者は、月極利用料金が半額となります。

利用台数：22 台（身体障害者用の区画はありませんが、身体障害者手帳をお持ちで車椅子等を利用されている方は、2 区画を 1 区画として使用できます。）

種別	通常金額	▶	減免金額（半額）
定期利用	3,000 円（税込）		1,500 円（税込）

・詳細につきましては、市のホームページをご確認ください。

お問合せ・申請は 大牟田市生活安全推進課 TEL 41-2730 FAX 52-5299

6 年金・手当

障害基礎年金

国民年金に加入している間に初診日（障害のもととなった病気やけがで初めて医者にかかった日）がある病気やけがによって、65歳になるまでの間に国民年金法で定める障害の状態になったときに、受給要件を満たしていれば支給される年金です。初診日が20歳以前にある方は、20歳になったときに申請ができます。

◆ 受給要件

次の①～③の条件のすべてに該当する方が受給できます。

- ① 障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること。
 - ・ 国民年金加入期間
 - ・ 20歳前、または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間
 - * 老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。
- ② 障害の状態が、障害認定日または20歳に達したときに、国民年金法で定める障害等級の1級又は2級に該当していること。
（障害認定日：初診日から1年6か月を経過した日、またはその前に症状が固定した場合は、その日）
 - * 障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害基礎年金を受け取ることができる場合があります。
- ③ 保険料の納付要件を満たしていること。ただし、20歳以前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。

◆ 年金額 （令和7年4月現在、金額は年額）

- | | | |
|----|------------------------|---------------------|
| 1級 | 1, 039, 625円（年額）＋子の加算額 | |
| | 1, 036, 625円（年額）＋子の加算額 | ※【昭和31年4月1日以前生まれの方】 |
| 2級 | 831, 700円（年額）＋子の加算額 | |
| | 829, 300円（年額）＋子の加算額 | ※【昭和31年4月1日以前生まれの方】 |

子の加算額：18歳になった後の最初の3月31日までの子（ただし、障害等級1級または2級の状態にある子は20歳未満）がいる場合は次の額が加算されます。

- ・ 子2人まで 1人につき 239, 300円
- ・ 子3人目から 1人につき 79, 800円

※ 障害者手帳の等級と障害基礎年金の等級は、異なる法律に基づき審査されますので、必ずしも一致しません。

※ 障害基礎年金を受けるためには申請が必要です。申請（相談）を希望の方は、事前に予約をお願いします。

お問合せ・申請は

保険年金課（国民年金担当）へ TEL 41-2607

障害厚生年金

厚生年金に加入している間に初診日（障害のもととなった病気やけがで初めて医者にかかった日）がある病気やけがによって、厚生年金保険法で定める障害の状態になったときに、受給要件を満たしていれば支給される年金です。

なお、厚生年金加入中の初診日から５年以内に治り、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったときは、障害手当金（一時金）を受け取ることができる制度があります。

◆ 受給要件

次の①～③の条件のすべてに該当する方が受給できます。

① 厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日があること。

② 障害の状態が、障害認定日に、障害等級表に定める１級から３級のいずれかに該当していること。

（障害認定日：初診日から１年６か月を経過した日、またはその前に症状が固定した場合は、その日）

* 障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害厚生年金を受け取ることができる場合があります。

③ 保険料の納付要件を満たしていること。

※ 障害者手帳の等級と障害厚生年金の等級は、異なる法律に基づき審査されますので、必ずしも一致しません。

※ 障害厚生年金を受けるためには申請が必要です。

お問合せ・申請は

大牟田年金事務所へ TEL ５２－５２９４ FAX ５１－６８４９

特別障害者手当 20歳以上

20歳以上の在宅の重度心身障害者で、日常生活において常時特別の介護を必要とする次のいずれかの事項に該当する方に、申請に基づき支給されます。ただし、施設等に入所している方、病院に3か月以上入院している方、本人や扶養義務者等の所得が国の定める制限を超えている方は対象になりません。

◆ 対象者

- ① 1、2級と同程度の障害（知的障害は最重度）が二つ以上ある方
- ② 2級と同程度以上の障害（知的障害は最重度）が一つあり、更に3級程度の障害（知的障害は重度）が二つ以上ある方
- ③ 1、2級と同程度の両上肢、両下肢あるいは体幹機能の障害が一つあり、かつ日常生活が全般にわたり一人ではできない方
- ④ 内部障害及び特定疾患等があり、常時絶対安静の方
- ⑤ 精神の障害がある方で日常生活能力がほとんどない方

※ 特別障害者手当の対象者の障害等級は、身体障害者手帳の等級です。
申請には手当専用の診断書が必要となります。

◆ 支給額 （令和7年4月現在）

29,590円（月額）

◆ 支給月

2月（11月～1月分）5月（2月～4月分）8月（5月～7月分）11月（8月～10月分）

障害児福祉手当 20歳未満

20歳未満の在宅の重度障害児で、日常生活において常時特別の介護を必要とする次のいずれかの事項に該当する方に、申請に基づき支給されます。ただし、施設等に入所している方、本人や扶養義務者等の所得が国の定める制限を超えている場合は対象になりません。

◆ 対象者

- ① 両眼の視力がそれぞれ0.02以下の方（1級と2級の一部）
- ② 聴覚障害の2級で補聴器を用いても音声の識別ができない方
- ③ 肢体不自由の1級障害の方又は2級障害の一部（両上肢、両下肢、体幹の機能に著しい障害がある方など）
- ④ 精神の障害で日常生活において常時の介護を必要とする方
- ⑤ 身体の機能障害又は長期にわたる安静を必要とする症状（内部障害等）で1級程度の方
- ⑥ 身体の機能障害もしくは病状又は精神障害が重複する方のうち、その状態が日常生活において常時の介護を必要とする方

※ 障害児福祉手当の対象者の障害等級は、身体障害者手帳の等級です。
申請には手当専用の診断書が必要となります。

◆ 支給額 （令和7年4月現在）

16,100円（月額）

◆ 支給月

2月（11月～1月分）5月（2月～4月分）8月（5月～7月分）11月（8月～10月分）

お問合せ・申請は

福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664

特別児童扶養手当

精神又は身体に障害のある20歳未満の児童を監護している父母、又は父母に代わって児童を養育している方に支給されます。ただし、①父母又は養育者の住所が日本国内にないとき②対象児童の住所が日本国内にないとき③対象児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき④対象児童が児童福祉施設等に入所しているときは手当の対象となりません。

◆ 支給額 (令和7年4月現在)

重度障害児(1級) 56,800円(月額)

中度障害児(2級) 37,830円(月額)

◆ 支給月 4月(12月～3月分) 8月(4月～7月分) 11月(8月～11月分)

※ 障害者手帳の等級と特別児童扶養手当の等級は、異なる法律に基づき審査されますので必ずしも一致しません。また、定められた額以上の所得があるときは、手当は支給されません。

お問合せ・申請は

福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664

児童扶養手当

配偶者が年金の障害等級1級程度の障害者で児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、障害児については20歳未満)を養育している場合、その方に児童扶養手当が支給されます。ただし、一定以上の所得があるときは、手当は支給されません。

◆ 支給月 5月・7月・9月・11月・1月・3月

※ 支給額は所得等により異なります。

お問合せ・申請は子ども家庭課へ TEL 41-2661 FAX 41-2675

腎臓疾患患者福祉給付金

じん臓機能障害の手帳所持者で、仕事などのため、夜間(午後5時以降)に月5回以上透析を受けている方に対して、通院に伴う交通費の一部が助成されます。ただし、給付要件及び所得制限があります。

◆ 支給額 (令和7年4月現在)

2,000円(月額)

◆ 給付要件

自家用車を利用して通院距離(自宅から病院までの距離)が片道10km以上の場合又は公共交通機関やタクシーを利用して月額2,000円以上負担している場合

◆ 支給月 4月・10月

お問合せ・申請は

福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664

心身障害者扶養共済制度

障害者を扶養している保護者が、毎月一定額の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害者に対して終身一定額の年金が支給されます。加入対象者は以下のとおりです。

◆ 加入対象者

- ① 将来において独立した生活を営むのが困難で下記のいずれかの事項に該当する方を扶養している保護者
 1. 知的障害者
 2. 身体障害者（身体障害者手帳3級以上）
 3. 精神又は身体に永続的な障害がある場合
- ② 保護者の加入時の年齢が65歳未満の方

◆ 掛金

加入時(保護者)の 年度の4月1日時 点の年齢	35歳未満		9,300円
	35歳以上	40歳未満	11,400円
	40歳以上	45歳未満	14,300円
	45歳以上	50歳未満	17,300円
	50歳以上	55歳未満	18,800円
	55歳以上	60歳未満	20,700円
	60歳以上	65歳未満	23,300円

- ・ 障害者1人につき2口まで加入できます。
- ・ 加入者の年齢が65歳以上に達し、かつ、加入期間が20年を経過した時点で満期となります。
- ・ 保護者の世帯の市民税の課税状況に応じて掛金の補助制度があります。

◆ 年金額

一口につき20,000円（月額）

◆ 弔慰金の支給

加入者より先に障害のある方が死亡したときは、加入した年月や加入期間に応じて、平成20年4月以降の加入者は50,000円から250,000円まで、平成20年3月以前の加入者は30,000円から150,000円までの弔慰金が支払われます。

◆ 脱退一時金

加入期間5年以上の方が脱退の申し出をされたときには、加入した年月や加入期間に応じて、平成20年4月以降の加入者は75,000円から250,000円まで、平成20年3月以前の加入者は45,000円から150,000円までの一時金が支給されます。

※金額については、変動する場合があります。

お問合せ・申請は

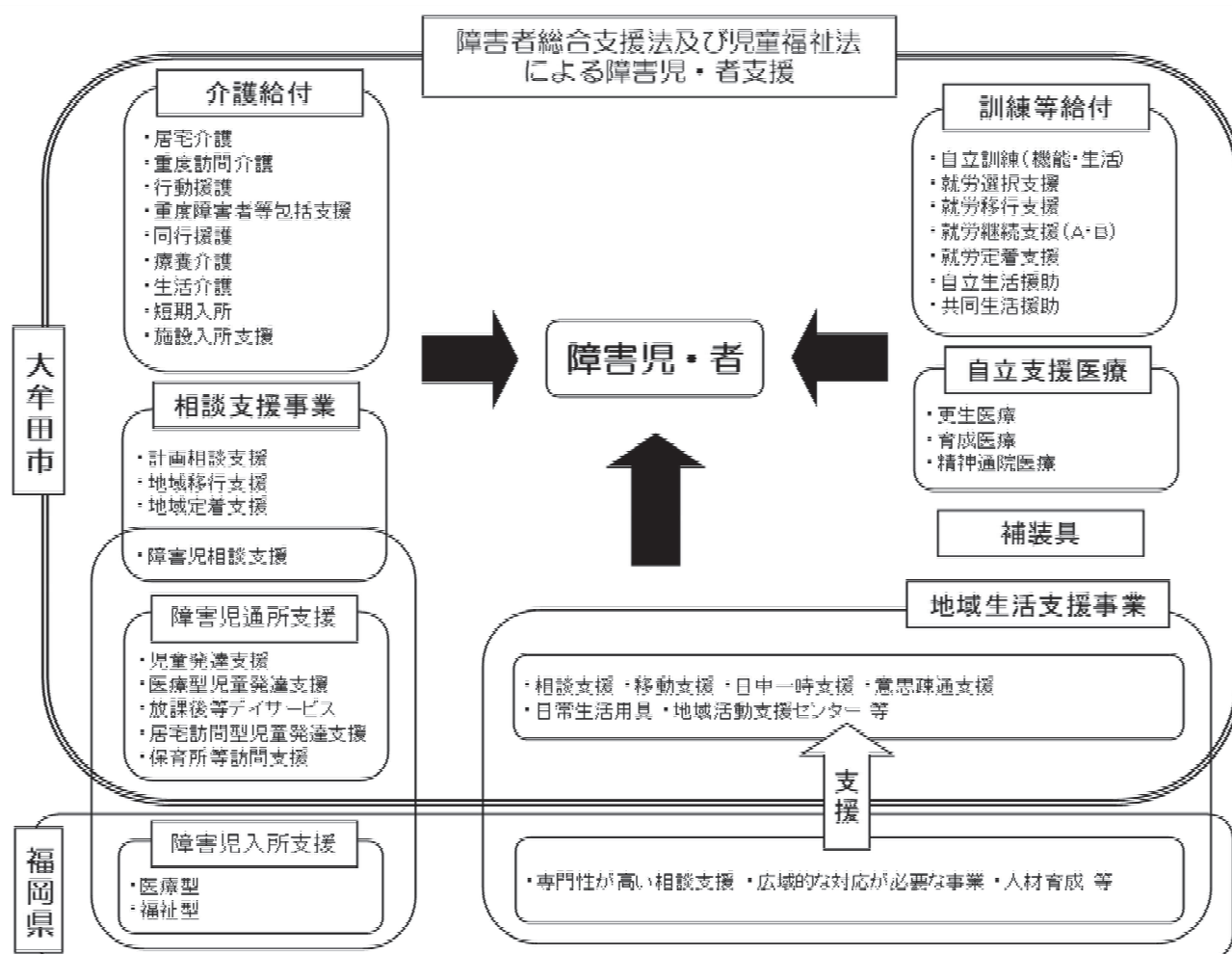
福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664

7 障害者総合支援法及び児童福祉法による 障害児・者の福祉サービス

1 障害者総合支援法及び児童福祉法による障害児・者への支援について

「障害者総合支援法」により、地域社会における共生の実現に向け、障害福祉サービスの充実をはじめ障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための施策が実施されます。また、障害児のサービスについては、児童福祉法を基本とし身近な地域での支援ができるようになっています。

更には、平成25年4月1日から難病の方が障害福祉サービス等を利用できるようになりました。対象疾病については段階的に拡大され、令和7年4月1からは376疾病が対象となっています。サービスを利用できる方は、これまで症状の変動などにより身体障害者手帳を取得できなかった方で、次ページの《対象疾病一覧》に記載のある疾病の方です。



≪ 対象疾病一覧 ≫ (令和7年4月から障害者総合支援法の対象となる376疾病)

※ 新たに対象となる疾病 (7 疾病) △表記が変更された疾病 (2 疾病) ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病 (29 疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカールディ症候群	77	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	153	若年性特発性関節炎
2	アイザックス症候群	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	154	若年性肺気腫
3	IgA腎症	79	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	155	シャルコー・マリー・トウース病
4	IgG4関連疾患	80	筋萎縮性側索硬化症	156	重症筋無力症
5	亜急性硬化性全脳炎	81	筋型糖原病	157	修正大血管転位症
6	アジソン病	82	筋ジストロフィー	158	出血性線溶異常症 ※
7	アッシャー症候群	83	クッシング病	159	ジュベール症候群関連疾患
8	アトピー性脊髄炎	84	クリオピリン関連周期熱症候群	160	シュワルツ・ヤンベル症候群
9	アペール症候群	85	クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群	161	徐波睡眠期持続性線徐波を示すてんかん性脳症
10	アミロイドーシス	86	クルーゾン症候群	162	神経細胞移動異常症
11	アラジール症候群	87	グルコーストランスポーター1欠損症	163	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
12	アルポート症候群	88	グルタル酸血症1型	164	神経線維腫症
13	アレキサンダー病	89	グルタル酸血症2型	165	神経有棘赤血球症
14	アンジェルマン症候群	90	クロウ・深瀬症候群	166	進行性核上性麻痺
15	アントレー・ビクスラー症候群	91	クローン病	167	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
16	イソ吉草酸血症	92	クロンカイト・カナダ症候群	168	進行性骨化性線維異形成症
17	一次性ネフローゼ症候群	93	痙攣重症型(二相性)急性脳症	169	進行性多巣性白質脳症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	94	結節性硬化症	170	進行性白質脳症
19	1p36欠失症候群	95	結節性多発動脈炎	171	進行性ミオクローヌスてんかん
20	遺伝性自己炎症疾患	96	血栓性血小板減少性紫斑病	172	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
21	遺伝性ジストニア	97	限局性皮質異形成	173	睡眠時呼吸障害性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症
22	遺伝性周期性四肢麻痺	98	原発性肝外門脈閉鎖症 ※	174	スタージ・ウェーバー症候群
23	遺伝性膝炎	99	原発性局所多汗症 ○	175	スティーヴンス・ジョンソン症候群
24	遺伝性鉄芽球性貧血	100	原発性硬化性胆管炎	176	スミス・マギニス症候群
25	ウィーバー症候群	101	原発性高脂血症	177	スモン ○
26	ウィリアムズ症候群	102	原発性側索硬化症	178	脆弱X症候群
27	ウィルソン病	103	原発性胆汁性胆管炎	179	脆弱X症候群関連疾患
28	ウエスト症候群	104	原発性免疫不全症候群	180	成人発症スチル病
29	ウェルナー症候群	105	顕微鏡の大腸炎 ○	181	成長ホルモン分泌亢進症
30	ウォルフラム症候群	106	顕微鏡的多発血管炎	182	脊髄空洞症
31	ウルリッヒ病	107	高IgD症候群	183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
32	HTRA1関連脳小血管病	108	好酸球性消化管疾患	184	脊髄髄膜瘤
33	HTLV-1関連脊髄症	109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	185	脊髄性筋萎縮症
34	ATR-X症候群	110	好酸球性副鼻腔炎	186	セピアブリン還元酵素(SR)欠損症
35	ADH分泌異常症	111	抗糸球体基底膜腎炎	187	前眼部形成異常
36	エーラス・ダンロス症候群	112	後縦韌帯骨化症	188	全身性エリテマトーデス
37	エプスタイン症候群	113	甲状腺ホルモン不応症	189	全身性強皮症
38	エプスタイン病	114	拘束型心筋症	190	先天異常症候群
39	エマヌエル症候群	115	高チロシン血症1型	191	先天性横隔膜ヘルニア
40	MECP2重複症候群	116	高チロシン血症2型	192	先天性核上性球麻痺
41	LMNB1関連大脳白質脳症 ※	117	高チロシン血症3型	193	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
42	遠位型ミオパチー	118	後天性赤芽球癆	194	先天性魚鱗癬
43	円錐角膜 ○	119	広範脊柱管狭窄症	195	先天性筋無力症候群
44	黄色靱帯骨化症	120	膠様滴状角膜炎ジストロフィー	196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
45	黄斑ジストロフィー	121	抗リン脂質抗体症候群	197	先天性三尖弁狭窄症
46	大田原症候群	122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症 ※	198	先天性腎性尿崩症
47	オクシタル・ホーン症候群	123	コケイン症候群	199	先天性赤血球形成異常性貧血
48	オスラー病	124	コステロ症候群	200	先天性僧帽弁狭窄症
49	カーニー複合	125	骨形成不全症	201	先天性大脳白質形成不全症
50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	126	骨髄異形成症候群 ○	202	先天性肺静脈狭窄症
51	潰瘍性大腸炎	127	骨髄線維症 ○	203	先天性風疹症候群 ○
52	下垂体前葉機能低下症	128	ゴナドトロピン分泌亢進症	204	先天性副腎低形成症
53	家族性地中海熱	129	Sp欠失症候群	205	先天性副腎皮質酵素欠損症
54	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)	130	コフィン・シリシ症候群	206	先天性ミオパチー
55	家族性良性慢性天疱瘡	131	コフィン・ローリー症候群	207	先天性無痛無汗症
56	カナバン病	132	混合性結合組織病	208	先天性葉酸吸収不全
57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	133	嚙耳腎症候群	209	前頭側頭葉変性症
58	歌舞伎症候群	134	再生不良性貧血	210	縮毛機能不全症候群(カルタゲナー(Kartagener)症候群を含む。)
59	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	135	サイトメガロウイルス角膜炎内皮炎 ○	211	早期ミオクロニー脳症
60	カルニチン回路異常症	136	再発性多発軟骨炎	212	総動脈幹遺残症
61	加齢黄斑変性 ○	137	左心低形成症候群	213	総排泄腔遺残
62	肝型糖原病	138	サルコイドーシス	214	総排泄腔外反症
63	間質性膀胱炎(ハンナ型)	139	三尖弁閉鎖症	215	ソース症候群
64	環状20番染色体症候群	140	三頭酵素欠損症	216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
65	関節リウマチ	141	CFC症候群	217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
66	完全大血管転位症	142	シェーグレン症候群	218	大脳皮質基底核変性症
67	眼皮膚白皮症	143	色素性乾皮症	219	大理石骨病
68	偽性副甲状腺機能低下症	144	自己貪食空胞性ミオパチー	220	ダウン症候群 ○
69	ギャロウェイ・モフト症候群	145	自己免疫性肝炎	221	高安静脈炎
70	急性壊死性脳症 ○	146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	222	多系統萎縮症
71	急性網膜壊死 ○	147	自己免疫性溶血性貧血	223	タナトフォリック骨異形成症
72	球脊髄性筋萎縮症	148	四肢形成不全 ○	224	多発血管炎性肉芽腫症
73	急速進行性糸球体腎炎	149	システロール血症	225	多発性硬化症／視神経脊髄炎
74	強直性脊椎炎	150	シトリン欠損症	226	多発性軟骨性外骨腫症 ○
75	巨細胞性動脈炎	151	紫斑病性腎炎	227	多発性嚢胞腎
76	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	152	脂肪萎縮症	228	多脾症候群

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名	
229	タンジール病	279	バッド・キアリ症候群	329	ホモシスチン尿症	
230	単心室症	280	ハンチントン病	330	ボルフィリン症	
231	弾性線維性仮性黄色腫	281	汎発性特発性骨増殖症	○	331 マリネスコ・シェーグレン症候群	
232	短腸症候群	○	282 PCDH19関連症候群	332	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群	
233	胆道閉鎖症	283	PURA関連神経発達異常症	※	333 慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多発性運動ニューロパチー	
234	遅発性内リンパ水腫	284	非ケトーシス型高グリシニン血症	334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	
235	チャージ症候群	285	肥厚性皮膚骨膜炎	335	慢性再発性多発性骨髄炎	
236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	336	慢性膝炎	○
237	中毒性表皮壊死症	287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	337	慢性特発性偽性腸閉塞症	
238	腸管神経節細胞僅少症	288	肥大型心筋症	338	ミオクロニー欠伸てんかん	
239	TSH分泌亢進症	289	左肺動脈右肺動脈起始症	339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	
240	TNF受容体関連周期性症候群	290	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	340	ミトコンドリア病	
241	低ホスファターゼ症	291	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	341	無虹彩症	
242	天疱瘡	292	ピッカーズタッフ脳幹脳炎	342	無脾症候群	
243	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	293	非典型溶血性尿毒症症候群	343	無βリポタンパク血症	
244	特発性拡張型心筋症	294	非特異性多発性小腸潰瘍症	344	メーブルシロップ尿症	
245	特発性間質性肺炎	295	皮膚筋炎／多発性筋炎	345	メチルグルタコン酸尿症	
246	特発性基底核石灰化症	296	びまん性汎細気管支炎	○	346 メチルマロン酸血症	
247	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	297	肥満低換気症候群	○	347 メビウス症候群	
248	特発性後天性全身性無汗症	298	表皮水疱症	348	免疫性血小板減少症	△
249	特発性大腿骨頭壊死症	299	ヒルシュスブルング病（全結腸型又は小腸型）	349	メンケス病	
250	特発性多中心性キャッスルマン病	300	VATER症候群	350	網膜色素変性症	
251	特発性門脈圧亢進症	301	ファイファー症候群	351	もやもや病	
252	特発性両側性感音難聴	302	ファロー四徴症	352	モワット・ウイルソン症候群	
253	突発性難聴	○	303 ファンconi貧血	353	薬剤性過敏症症候群	○
254	ドラベ症候群	304	封入体筋炎	354	ヤング・シンプソン症候群	
255	中條・西村症候群	305	フェニルケトン尿症	355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	○
256	那須・ハコラ病	306	フォンタン術後症候群	○	356 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	
257	軟骨無形成症	307	複合カルボキシラーゼ欠損症	357	4p欠失症候群	
258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	308	副甲状腺機能低下症	358	ライゾーム病	
259	22q11.2欠失症候群	309	副腎白質ジストロフィー	359	ラスムッセン脳炎	
260	乳児発症STING 関連血管炎	※	310 副腎皮質刺激ホルモン不応症	360	ランゲルハンス細胞組織球症	○
261	乳幼児肝巨大血管腫	311	ブラウ症候群	361	ランドウ・クレフナー症候群	
262	尿素サイクル異常症	312	ブラダー・ウィリ症候群	362	リジン尿性蛋白不耐症	
263	ヌーナン症候群	313	プリオン病	363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症	○
264	ネイルパチラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症	314	プロピオン酸血症	364	両大血管右室起始症	
265	ネフロン癆	315	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	365	リンパ管腫症/ゴーハム病	
266	脳クレアチン欠乏症候群	316	閉塞性細気管支炎	366	リンパ脈管筋腫症	
267	脳腱黄色腫症	317	β-ケトチオラーゼ欠損症	367	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	
268	脳内鉄沈着神経変性症	318	ベーチェット病	368	ルビンシュタイン・テイビ症候群	
269	脳表ヘモジデリン沈着症	319	ベスレムミオパチー	369	レーベル遺伝性視神経症	
270	膿疱性乾癬	320	ヘパリン起因性血小板減少症	○	370 レンチンコレステロールアルシルトランスフェラーゼ欠損症	
271	嚢胞性線維症	321	ヘモクロマトーシス	○	371 劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴	○
272	パーキンソン病	322	ペリー病	372	レット症候群	
273	バージャー病	323	ペルーシド角膜辺縁変性症	○	373 レノックス・ガストー症候群	
274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	324	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	374	ロウ症候群	※
275	肺動脈性肺高血圧症	325	片側巨脳症	375	ロスモンド・トムソン症候群	
276	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	376	肋骨異常を伴う先天性側弯症	
277	肺胞低換気症候群	327	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症			
278	ハッチンソン・ギルフォード症候群	328	発作性夜間ヘモグロビン尿症			

2 サービスの利用手続きに必要なもの

① 申請書（福祉課障害福祉担当にあります）

② 障害者として確認できる書類等

・ 身体障害者手帳、療育手帳、障がい者更生相談所等の判定書など

※精神障害の場合は精神障害者保健福祉手帳、精神障害を事由とする年金を現に受けていることを証明する書類（年金証書等）、自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る）、医師の診断書（精神障害者であることが確認できる内容であること）

※発達障害の場合は医師の診断書（発達障害者であることが確認できる内容であること）

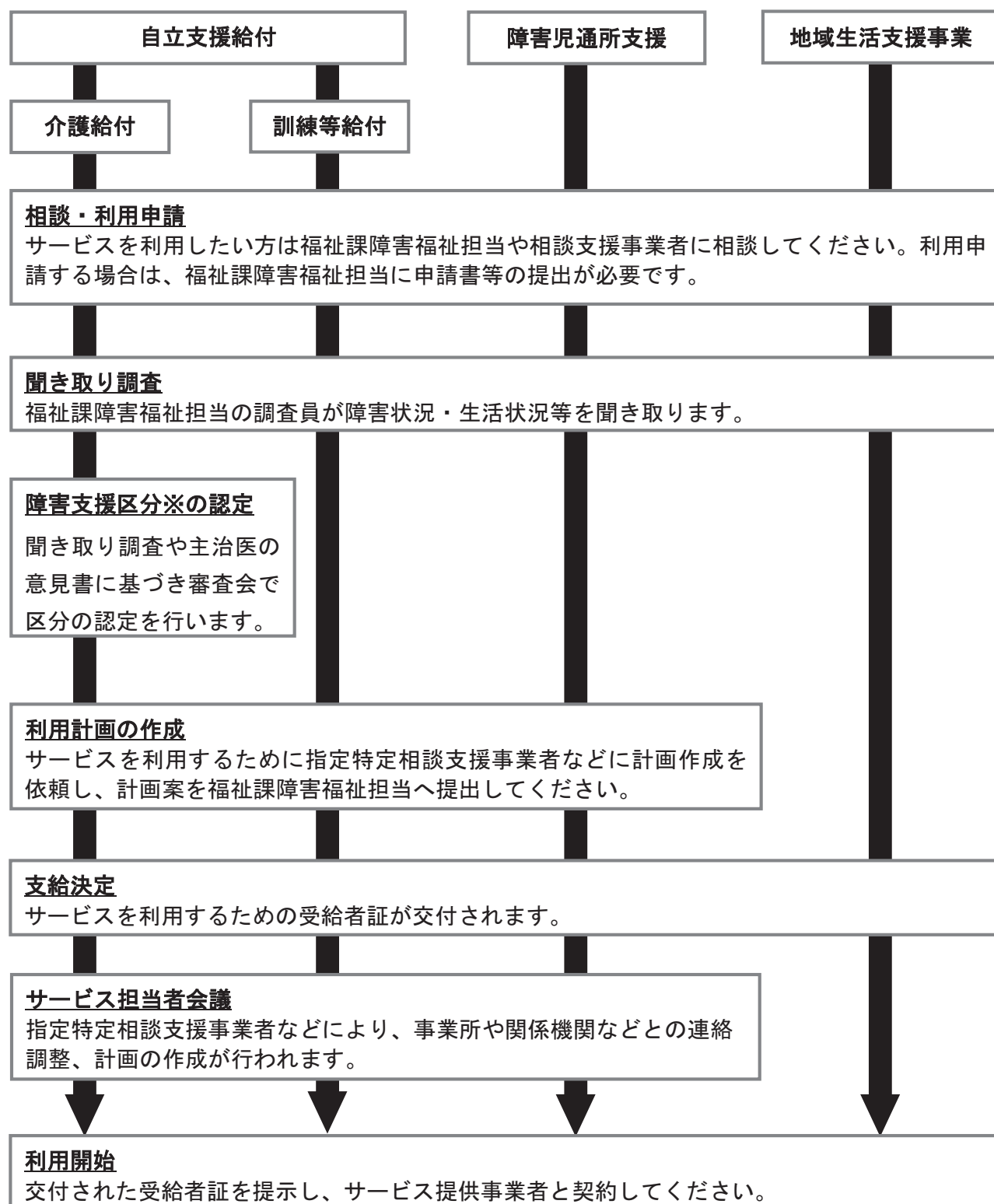
※難病の方（上記対象疾病一覧に該当される方）は、特定疾患医療受給者証又は医師の診断書（対象疾病一覧に該当することが確認できる内容のもの）等

③ 本人の印鑑（認印で可）

④ マイナンバーカード（通知カードの場合は住民票の記載事項と一致しているもの）

⑤ 委任状（本人や同居家族以外の方が手続きする場合）

3 サービス利用手続きのおおまかな流れ



※障害支援区分とは・・・

介護給付のサービスを利用するには、「障害支援区分」の認定が必要です。「障害支援区分」は、障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものです。区分は1～6までの段階に分けられ、1が最も軽度、6が最重度となります。

4 利用者負担額

(1) 障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用者負担について

市民税課税世帯の方がサービスを利用する場合は、費用の1割を支払います。ただし、所得区分に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

◆ 負担上限月額（療養介護医療を除く）

所得区分	所得の状況	負担割合	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	利用したサービスの1割	0円
低所得	市民税非課税世帯		
一般1	市民税所得割額が16万円未満の 障害者の世帯 (入所施設、グループホームの利用者を除く)		9,300円
	市民税所得割額が28万円未満の 障害児の世帯		4,600円
	市民税所得割額が28万円未満で、 20歳未満の施設入所者		9,300円
一般2	市民税課税世帯で、一般1のいずれにも該当しない方 ※市民税課税世帯で入所施設（20歳以上）、グループホームを利用する場合は、一般2になります。		37,200円

【就学前の障害児通所支援に係る利用者負担軽減措置について】

令和元年10月1日より、「幼児教育及び保育の無償化」が実施されたことに伴い、3歳から5歳までの児童発達支援等の利用者負担が無料になります。

障害児通所支援を利用している児童の保護者と同一世帯に属する2人以上の乳幼児（未就学児）が、幼稚園や障害児通所支援を利用する場合等に利用者負担額が軽減される場合があります。詳細は福祉課障害福祉担当（41-2663）にお問合せください。

◆ 所得を判断する際の世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳は除く)	障害のある人（本人）とその配偶者
18歳未満の障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳（住民票）上の世帯

(2) 地域生活支援事業の利用者負担について

地域生活支援事業のうち、移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービスについては、下記のとおり自己負担があります。（負担上限月額は設けていません。）

世帯状況	負担割合	負担額の減免
生活保護受給世帯	利用したサービスの1割	全額免除
市民税非課税世帯		0.5割免除
市民税課税世帯		

5 高額障害福祉サービス等給付費等の支給(サービス利用料の償還)

(1) 制度の内容

同一世帯に障害福祉サービス等を利用している方が複数いるなど、世帯における利用者負担額の合計が一定の基準額を超えた場合に申請すると、「高額障害福祉サービス等給付費」、「高額障害児入所給付費」又は「高額障害児通所給付費」として払い戻しされます。

◆ 世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳は除く)	障害のある人(本人)とその配偶者
18歳未満の障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳(住民票)上の世帯

◆ 合算の対象となるサービス利用料

以下のサービス等の利用にかかる利用者負担額が対象となります。

①障害者総合支援法に基づくサービスの利用者負担額

(例) 居宅介護、重度訪問介護、短期入所、就労継続支援など

②介護保険の利用者負担額

※ただし、同一人が障害福祉サービス等を併用している場合に限りません。

(例) 訪問介護、訪問看護、訪問入浴、通所リハビリ、福祉用具貸与など

③補装具費の利用者負担額

※ただし、同一人が障害福祉サービス等を併用している場合に限りません。

④児童福祉法に基づく「障害児支援(入所・通所)」のサービスの利用者負担額

(例) 障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス等)、障害児入所支援など

(2) 支給される償還額

世帯の利用者負担額の合計額と算定基準額との差額が支給されます。

◆ 算定基準額 37,200円

※障害児における下記の場合の算定基準額は、同一支給決定保護者の認定されたそれぞれの利用者負担上限額のうち高い方となります。

- ・1人の障害児が障害福祉サービスと障害児通所支援又は障害児入所支援を併用している場合
- ・同一世帯の障害児の兄弟が、障害福祉サービス又は障害児通所支援又は障害児入所支援をそれぞれ利用している場合

(3) 手続きについて

福祉課障害福祉担当の窓口下記のものを持参し、申請してください。
申請内容に不備がない場合は、概ね 1 か月後に指定された口座へ振り込みます。

①印鑑（認印で可）	振込先が同じ場合は、世帯に一つで構いません。
②預貯金通帳	受給者又は合算対象の世帯のもの。
③領収書	利用しているサービスすべての領収書。提出がないものは合算対象になりません。利用者負担（1割負担分）と食費や活動費等のサービスの対象にならない実費負担分の内訳がわかるものをご提出ください。
④受給者証	障害福祉サービスの受給者証、障害児通所給付費・入所給付費の受給者証。受給しているサービスすべてのものがが必要です。
⑤補装具費支給決定通知書	補装具費の支給を受けている場合に必要です。
⑥高額介護サービス費 支給決定通知書	介護保険サービスを利用して、高額介護サービス費の支給を受けている場合のみ必要です。
⑦マイナンバーカード	通知カードの場合は住民票の記載事項と一致しているもの。

◎高額障害福祉サービス等給付費等の新制度（65歳以上の介護保険利用者）

平成30年4月から以下の条件に該当する方は、申請すると介護保険の自己負担額（該当サービスのみ）について「高額障害福祉サービス等給付費」として払い戻されます。

- ・ 65歳に達する前5年間にわたり介護保険サービスに相当する障害福祉サービス（居宅介護、生活介護等）の支給決定を受けていた者
- ・ 65歳に達する日までに介護保険法による保険給付を受けていない者
- ・ 65歳に達する日の前日に障害支援区分2以上であった者
- ・ 市町村民税非課税者又は生活保護世帯の者
- ・ 65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていない者

お問合せ・申請は

福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664

6 障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービスの内容

《 障害福祉サービス 》

居宅介護(ホームヘルプ)	自宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事等の支援を行います。	介護給付
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは行動上著しい困難を有する精神障害者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行い、また、医療機関への入院時も一定の支援を行います。	
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	
同行援護	重度の視覚障害により、移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援護を行います。	
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、障害者支援施設等において、短期間入所し、夜間も含め、入浴、排せつ、食事の介護等必要な支援を行います。	
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	
生活介護	障害者支援施設等において、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	訓練等給付
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
宿泊型自立訓練	障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。	
就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性に合った選択ができるよう支援します。 ※R7 年 10 月開始予定	
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する相談、支援等を行います。	
就労継続支援(A型・B型)	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型は雇用契約等に基づくなど、一般企業に近い働き方となります。	
就労定着支援	就労移行支援等を経て一般就労へ移行した人に、相談を通じて、生活面での課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて支援を行います。	
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に対して、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、その人の理解力、生活力等を補う観点から、適切な支援を行います。	
共同生活援助(グループホーム)	地域で生活できる少数の共同生活を行う住居において、夜間や休日に日常生活の相談に加えて、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。	

《 地域生活支援事業 》

相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記等を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流等の促進等の便宜を図ります。
日中一時支援事業	障害者支援施設等を日中における活動の場として提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他必要な支援を行います。
社会参加支援事業等	障害者の社会参加を支援するために、点字・声の広報等発行事業、自動車運転免許取得助成事業、生活訓練事業、スポーツ教室・大会、点訳、朗読、手話奉仕員養成事業などを行います。

《 障害児通所支援 》

児童発達支援	児童福祉施設等へ通所し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対し、日帰りで、治療を行うと共に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害の状態にあり外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	専門職が障害児のいる保育所等の施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活に溶け込めるようになるための支援を行います。

《 相談支援事業 》

地域移行支援	障害者支援施設や医療機関に入所・入院する人が、地域で生活できるように、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の際の同行、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
計画相談支援	サービスを利用する際に、サービス等利用計画案の作成、サービス事業者等との連絡調整及びモニタリング等を行います。
障害児相談支援	サービスを利用する際に、障害児支援利用計画案の作成、サービス事業者等との連絡調整及びモニタリング等を行います。

65歳以上の方へ（障害福祉サービスと介護保険の関係）

障害福祉サービス受給者の方が65歳になられると、利用できるサービスが介護保険サービス優先に変わります。このため、新たに介護保険の認定申請が必要になります。40～64歳の下記特定疾病一覧にある疾病が原因で介護や支援が必要となられた方も同様です。

障害者総合支援法と介護保険法とは制度が異なるため、サービスの算定方法や内容等も変わる場合があります。

障害福祉サービスと介護保険サービスと同じ内容のサービスについては、介護保険が優先されますが、就労に関するサービスなど介護保険サービスにない障害福祉サービスについては利用できるものもあります。

＜＜特定疾病一覧＞＞

	疾病名	含まれる疾病
1	がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込がない状態に至ったと判断したものに限る。)	
2	関節リウマチ	
3	筋委縮性側索硬化症	
4	後縦靱帯骨化症	
5	骨折を伴う骨粗鬆症	
6	初老期における認知症	アルツハイマー病、脳血管性認知症、レビー小体認知症等
7	進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病	パーキンソン病関連疾患
8	脊髄小脳変性症	
9	脊柱管狭窄症	
10	早老症	ウェルナー症候群等
11	多系統萎縮症	
12	糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症	
13	脳血管疾患	脳出血、脳梗塞等
14	閉塞性動脈硬化症	
15	慢性閉塞性肺疾患	肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息、びまん性汎細気管支炎
16	両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症	

介護保険の適用除外施設

65歳以上の方は介護保険の第1号被保険者、40～64歳で医療保険に加入されている方は第2号被保険者となります。ただし、「介護保険適用除外施設」に入所・入院している方は、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされています。

「介護保険適用除外施設」に入所・入院する場合や施設から退所・退院する場合は、介護保険の被保険者資格の取得・喪失を伴うため、届出が必要になります。

介護保険サービスについてのお問合せは

福祉課介護保険担当へ TEL 41-2683 FAX 41-2662

障害福祉サービスについてのお問合せは

福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664

8 日常生活の支援

相談支援事業者

障害者やご家族が抱える日常生活におけるさまざまな困りごとに対して、相談支援専門員が親身になって対応いたします。また、障害者の自立した生活援助等のため、各種サービスの情報提供や関係機関との調整、サービス利用時の代行業務なども行っています。市内に身体障害・知的障害・精神障害の3つの障害に対応する4か所の相談支援事業者がありますので、お気軽にご利用ください。相談料は無料です。なお、各事業者への連絡先は、裏表紙に掲載しています。

- ◆「あじさい」◆ ※地域活動支援センターⅠ型事業も行っています。
開所時間 月～土曜 9時～17時 ※地域活動支援センターⅠ型についても同じ
(日曜、祝日、盆、年末年始はお休みです。)
- ◆「サンローレル」◆
相談時間 月～土曜 9時～17時 (日曜、盆、年末年始はお休みです。)
※来所される際は電話等で予約をしてください。
- ◆「ハーツ」◆ ※地域活動支援センターⅠ型事業も行っています。
開所時間 月～金曜 9時～18時 ※地域活動支援センターⅠ型は10時～17時
(土・日曜、祝日、年末年始はお休みです。)
※来所される際は電話等で予約をしてください。
- ◆「ともだちのいえ」◆
開所時間 月～土曜 9時～17時 (日曜、祝日、盆、年末年始はお休みです。)

連絡先などは、裏表紙をご覧ください

※ 地域活動支援センターⅠ型

地域で生活されている障害者の方が気軽に立ち寄られ、病気や生活上の悩みも相談できる場所です。そのために精神保健福祉士等の専門職員を配置しています。面談での相談や電話相談も受け付けています。

知的障害者相談員・身体障害者相談員

知的障害者相談員・身体障害者相談員が、生活のことや障害のことなどについて相談をお受けします。秘密はかたく守られますので、お気軽にご相談ください。

◇知的障害者相談員 (任期 令和9年3月31日まで)

氏 名	住 所	電 話
増田 佳子	大字新町 343-3	56-3308
宮崎 みち代	大字吉野 693	58-0630
西田 美津子	大字手鎌 159	090-2392-5169

◇身体障害者相談員 (任期 令和9年3月31日まで)

氏 名	住 所	電 話	内 容
有松 由里子	大字歴木 1807-1063 県住 3 棟 103 号	85-0947	全般
大場 和正	大字吉野 590-4	58-7320	〃
長井 直子	大字歴木 1807-778	52-8655	〃
松尾 サダ子	大字歴木 827-2	56-1642	〃
井上 久男	大字橘 1408-5 市営南橘住宅 12 棟 204 号	090-2853-4409	〃
本木 正敏	新勝立町 6-11-13	FAX 43-3327	聴覚

補装具の給付

身体障害児・者の失われた部位や障害のある機能を補い、日常生活を容易にするために必要な補装具の購入又は修理に要する費用の支給を行っています。補装具の種類によっては、医師の意見書や障がい者更生相談所の判定が必要となります。また、貸与が適切と考えられる場合には、借受けでの支給決定となることがあります。

購入後・修理後の申請は対象となりませんので、必ず事前にご相談ください。

◆ 対象者

身体障害者手帳所持者又は難病患者

※介護保険制度の対象となる方は、介護保険のサービスが優先します。また、医療機関において医師が行う治療の一環として、健康保険等から支給される治療用装具や他の法律（労働者災害補償保険法など）に基づき、購入や修理の助成を受けることが可能な場合は、対象となりません。

◆ 補装具の種類

障害種別（難病を含む）	主な補装具名
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器、人工内耳用音声信号処理装置（修理に限る）
肢体不自由	義手、義足、装具、車いす、電動車いす、座位保持装置、歩行器、歩行補助つえ（Ｔ字状・棒状のものは除く）
肢体不自由および音声・言語機能障害	重度障害者用意志伝達装置

◆ 自己負担等

▼ 負担割合・月額負担上限額

世帯状況	負担割合	負担上限月額
生活保護世帯	費用の １割	０円
市民税非課税世帯		
市民税課税世帯		３７，２００円



※申請にかかる障害者又はその配偶者の市町村民税所得割額が４６万円以上の場合は、公費負担の対象外となります。

※市民税課税世帯の方で、同じ月に同一世帯に他の障害福祉サービス、又は介護保険サービス等を受けている方については、補装具の利用者負担額とその他サービスの利用者負担額を合算の上、３７，２００円がその月の月額負担上限額となります。

▼ 所得を判断する際の世帯の範囲

種 別	世帯の範囲
１８歳以上の障害者	障害者とその配偶者
１８歳未満の障害児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

お問合せ・申請は

福祉課障害福祉担当へ TEL ４１－２６６３ FAX ４１－２６６４

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得や健全な発達を支援するために、補聴器の購入費用の一部を助成します。

◆ 対象者

大牟田市内に居住する児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの期間に属する者）であり、原則として両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で身体障害者手帳の交付対象とならないこと。ただし、対象児童と同じ世帯に市民税の所得割額46万円以上の方がおられる場合は対象外となります。

◆ 助成額

補聴器購入費基準額の範囲内で2/3にあたる金額を助成します。

※補聴器の種類によって基準額が異なります。補聴器の支給は原則1個（片側）です。

お問合せ・申請は

福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664

医療的ケア児在宅レスパイト事業

在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療的ケア児の看護に指定訪問看護ステーションを利用する家族へその利用に係る経費の一部を助成します。

◆ 対象者

大牟田市内に居住する児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの期間に属すること）であり、在宅で同居の保護者等の介護を受けて生活し、人工呼吸器管理、痰吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な者。

◆ 助成額

一時間あたり7,500円（一年度あたり48時間を上限とする）

お問合せは

福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664

日常生活用具の給付

在宅の重度障害児・者及び難病患者に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする制度です。また、購入後の申請は対象となりませんので、必ず事前にご相談ください。

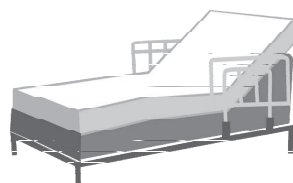
◆ 対象者

身体障害者手帳又は療育手帳所持者、難病患者

※介護保険制度の対象となる方は、介護保険サービスが優先します。

◆ 負担割合

世帯状況	負担割合	負担上限月額
生活保護世帯	費用の 1割	全額免除
市民税非課税世帯		0.5割免除
市民税課税世帯		



◆ 日常生活用具の品目及び対象者 ※は介護保険優先品目です。

品目	対象者
特殊寝台 ※	○下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者 ○上記と同程度の症状で、寝たきりの状態にある難病患者
特殊マット ※	○下肢又は体幹機能障害1級で、常時介護を要する身体障害者 ○下肢又は体幹機能障害2級以上で、常時介護を要する概ね3歳以上の身体障害児 ○障害者更生相談所で知的障害の程度が重度又は最重度と判定された知的障害者 ○児童相談所で知的障害の程度が重度又は最重度と判定された知的障害児 ○上記のいずれかと同程度の症状で、寝たきりの状態にある難病患者
特殊尿器 ※	○下肢又は体幹機能障害1級で、常時介護を要する身体障害者 ○下肢又は体幹機能障害1級で、常時介護を要する概ね学齢児以上の身体障害児 ○上記のいずれかと同程度の症状で、自力での排尿ができない難病患者
入浴担架	○下肢又は体幹機能障害2級以上で、入浴の際に家族等の介助を要する身体障害者 ○下肢又は体幹機能障害2級以上で、入浴の際に家族等の介助を要する概ね3歳以上の身体障害児
体位変換器 ※	○下肢又は体幹機能障害2級以上で、下着交換等の際に家族等の介助を要する身体障害者 ○下肢又は体幹機能障害2級以上で、下着交換等の際に家族等の介助を要する概ね学齢児以上の身体障害児 ○上記のいずれかと同程度の症状で、寝たきりの状態にある難病患者
移動用リフト ※	○下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者 ○下肢又は体幹機能障害2級以上で、概ね3歳以上の身体障害児 ○上記のいずれかと同程度の症状の難病患者
訓練いす	○下肢又は体幹機能障害2級以上で、概ね3歳以上の身体障害児
訓練用ベッド	○下肢又は体幹機能障害2級以上で、概ね学齢児以上の身体障害児 ○上記と同程度の症状の難病患者
入浴補助用具 ※	○下肢又は体幹機能障害で、入浴の際に家族等の介助を要する身体障害者 ○下肢又は体幹機能障害で、入浴の際に家族等の介助を要する概ね3歳以上の身体障害児 ○上記のいずれかと同程度の症状で、入浴の際に家族等の介助を要する難病患者
便器 (ポータブルトイレ) ※	○下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者 ○下肢又は体幹機能障害2級以上の概ね学齢児以上の身体障害児 ○上記のいずれかと同程度の症状で、常時介護を要する難病患者
頭部保護帽 (肢体不自由)	○脳性麻痺や失調症等により立位や歩行が不安定で頻繁に転倒する身体障害者 ○脳性麻痺や失調症等により立位や歩行が不安定で頻繁に転倒する身体障害児
頭部保護帽 (知的障害)	○障害者更生相談所で知的障害の程度が重度又は最重度と判定され、てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害者 ○児童相談所で知的障害の程度が重度又は最重度と判定され、てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害児
T字状・棒状のつえ	○平衡機能又は下肢若しくは体幹機能の身体障害者 ○平衡機能又は下肢若しくは体幹機能の概ね学齢児以上の身体障害児
移動・移乗支援用具 ※	○平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害で、家庭内の移動等において介助を要する身体障害者 ○平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害で、家庭内の移動等において介助を要する概ね3歳以上の身体障害児 ○上記のいずれかと同程度の症状(下肢)の難病患者

品目	対象者
特殊便器	○上肢障害2級以上の身体障害者 ○上肢障害2級以上の概ね学齢児以上の身体障害児 ○障害者更生相談所で知的障害の程度が重度又は最重度と判定され、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な知的障害者 ○児童相談所で知的障害の程度が重度又は最重度と判定され、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な概ね学齢児以上の知的障害児 ○上記のいずれかと同程度の症状(上肢機能障害2級以上)の難病患者
火災警報器	○障害等級2級以上で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な身体障害者 ○障害等級2級以上で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な身体障害児 ○障害者更生相談所で知的障害の程度が重度又は最重度と判定され、火災発生の感知及び避難が著しく困難な知的障害者 ○児童相談所で知的障害の程度が重度又は最重度と判定され、火災発生の感知及び避難が著しく困難な知的障害児
自動消火器	○障害等級が2級以上で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な身体障害者 ○障害等級が2級以上で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な身体障害児 ○障害者更生相談所で知的障害の程度が重度又は最重度と判定され、火災発生の感知及び避難が著しく困難な知的障害者 ○児童相談所で知的障害の程度が重度又は最重度と判定され、火災発生の感知及び避難が著しく困難な知的障害児 ○上記のいずれかと同程度の症状で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者
電磁調理器	○視覚障害2級以上の身体障害者 ○障害者更生相談所又は児童相談所で知的障害の程度が重度又は最重度と判定された18歳以上の知的障害者
歩行時間延長信号機 用小型送信機	○視覚障害2級以上の身体障害者 ○視覚障害2級以上の概ね学齢児以上の身体障害児
聴覚障害者用屋内信 号装置	○聴覚障害2級の身体障害者 ○聴覚障害2級の概ね学齢児以上の身体障害児
透析液加温器	○腎臓機能障害3級以上で、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う身体障害者 ○腎臓機能障害3級以上で、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う概ね3歳以上の身体障害児
酸素ボンベ運搬車	○医療保険における在宅酸素療法を行う者
ネブライザー (吸入器)	○呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害で、当該機器が特に必要と認められる身体障害者 ○呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害で、当該機器が特に必要と認められる(概ね学齢児以上の)身体障害児 ○上記のいずれかと同程度の症状(呼吸器機能に障害のある)の難病患者
電気式たん吸引器	○呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害で、当該機器が特に必要と認められる身体障害者 ○呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害で、当該機器が特に必要と認められる(概ね学齢児以上の)身体障害児 ○上記のいずれかと同程度の症状(呼吸器機能に障害のある)の難病患者

品目	対象者
医療機器用バッテリー (発電機を含む)	○人工呼吸器、ネブライザー又は電気式たん吸引器を使用している身体障害者(人工呼吸器の使用者については人工呼吸器を使用している事が確認できる者、ネブライザー又は電気式たん吸引器の使用者については本表の対象要件を満たす者) ○人工呼吸器、ネブライザー又は電気式たん吸引器を使用している身体障害児(人工呼吸器の使用者については人工呼吸器を使用している事が確認できる者、ネブライザー又は電気式たん吸引器の使用者については本表の対象要件を満たす者) ○上記のいずれかと同程度の症状(呼吸器機能に障害のある)の難病患者
視覚障害者用体温計 (音声式)	○視覚障害2級以上の身体障害者 ○視覚障害2級以上の概ね学齢児以上の身体障害児
視覚障害者用体重計	○視覚障害2級以上の身体障害者 ○視覚障害2級以上の概ね学齢児以上の身体障害児
視覚障害者用血圧計	○視覚障害2級以上の身体障害者
動脈血中酸素飽和度 測定器 (パルスオキシメーター)	○難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な者
埋込型人工喉頭用人工鼻	○身体障害者手帳の交付を受けた音声・言語機能障害者で喉頭、咽頭を摘出したことにより音声機能を喪失し、日常的に人工鼻を使用している者のうち、人工喉頭の埋め込み手術を行った者
携帯用会話補助装置	○音声言語機能障害又は肢体不自由で、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者 ○音声言語機能障害又は肢体不自由で、発声・発語に著しい障害を有する概ね学齢児以上の身体障害児
情報通信支援用具	○上肢機能障害又は視覚障害で、アプリケーションソフトウェア又は周辺機器を使用することにより、パーソナルコンピュータを操作できる身体障害者 ○上肢機能障害又は視覚障害で、アプリケーションソフトウェア又は周辺機器を使用することにより、パーソナルコンピュータを操作できる概ね学齢児以上の身体障害児
点字ディスプレイ	○視覚障害2級以上の身体障害者・児で、必要と認められる者
点字器 標準型 携帯用	○視覚障害の身体障害者 ○視覚障害の身体障害児
点字タイプライター	○視覚障害2級以上の就労中又は就学中、若しくは就労が見込まれる身体障害者 ○視覚障害2級以上の就労中又は就学中、若しくは就労が見込まれる身体障害児
視覚障害者用ポータブル リーダー 〃(再生専用機)	○視覚障害2級以上の身体障害者 ○視覚障害2級以上の概ね学齢児以上の身体障害児
視覚障害者用活字文 書読上げ装置	○視覚障害2級以上の身体障害者 ○視覚障害2級以上の概ね学齢児以上の身体障害児
視覚障害者用拡大読 書器	○視覚障害であって、本装置により文字等を読むことが可能になる身体障害者 ○視覚障害であって、本装置により文字等を読むことが可能になる概ね学齢児以上の身体障害児
視覚障害者用時計 (触読・音声)	○視覚障害2級以上の身体障害者 ○視覚障害2級以上の概ね学齢児以上の身体障害児
聴覚障害者用通信装 置	○聴覚障害又は発声・発語の著しい障害で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる身体障害者 ○聴覚障害又は発声・発語の著しい障害で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる概ね学齢児以上の身体障害児

品名	対象者
聴覚障害者用情報受信装置	○本装置によりテレビの視聴が可能になる聴覚障害者・児
人工内耳用電池	○聴覚障害者であって人工内耳を装用している者
人工喉頭 (笛式・電動式)	○喉頭の摘出等により音声言語障害がある身体障害者 ○喉頭の摘出等により音声言語障害がある身体障害児(電動式の対象は教育上真に必要と認められる者)
点字図書	○視覚障害で、情報の入手を主に点字によっている身体障害者 ○視覚障害で、情報の入手を主に点字によっている身体障害児
ストーマ装具 (尿路系)	○ぼうこう機能障害の身体障害者 ○ぼうこう機能障害の身体障害児
ストーマ装具 (消化器系)	○直腸機能障害の身体障害者 ○直腸機能障害の身体障害児
収尿器	○脊髄損傷等により排尿障害のある身体障害者 ○脊髄損傷等により排尿障害のある身体障害児
紙おむつ等	○ぼうこう又は直腸機能障害で、ストーマ周辺の著しいびらん又はストーマの変形によりストーマ用装具を装着できない身体障害者 ○ぼうこう又は直腸機能障害で、ストーマ周辺の著しいびらん又はストーマの変形によりストーマ用装具を装着できない身体障害児 ○先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿若しくは高度の排便機能障害のある身体障害者 ○先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿若しくは高度の排便機能障害のある身体障害児 ○先天性鎖肛に対する肛門形成術による高度の排便機能障害がある身体障害者 ○先天性鎖肛に対する肛門形成術による高度の排便機能障害がある身体障害児 ○脳原性運動機能障害により排尿・排便の意思表示が困難な身体障害者 ○脳原性運動機能障害により排尿・排便の意思表示が困難な概ね3歳以上の身体障害児
居宅生活動作補助用具 (移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの)。 ※	○下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)3級以上の身体障害者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者) ○下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)3級以上の概ね学齢児以上の身体障害児(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者) ○上記のいずれかと同程度の症状の難病患者

(注) 脳原性運動機能障害の場合は表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。

お問合せ・申請は

福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664

小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病医療費受給者証をお持ちで、在宅での療養が可能で、日常生活用具の給付を必要とし、児童福祉法と障害者総合支援法の施策の対象とならない方が対象です。ただし、所得により自己負担があります。

◆ 給付対象用具(疾患ごとに対象基準が別途定められています)

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引機、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー(吸入器)、パルスオキシメーター、ストーマ装具(蓄便袋、蓄尿袋)、人工鼻

お問合せ・申請は子ども家庭課へ TEL 41-2661 FAX 41-2675

訪問入浴サービス

寝たきりのため、ご自宅で入浴が困難な方に入浴車を派遣し、入浴のお手伝いをします。看護師、ヘルパーなど複数で対応するため、寝た状態で浴槽へ入れます。また、入浴の前後に健康チェックなども行います。

◆ 対象者

自宅での入浴が困難で、原則障害支援区分5以上の身体障害者・身体障害児

※ 日常生活用具と同様の一部自己負担があります。

お問合せ・申請は

福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664

心配事などの相談

障害者及びその家族の方が抱える保健、福祉、医療、法律問題等に係る心配ごとや悩みごとなどの相談に、弁護士、社会保険労務士等が対応します。

◆ 相談時間

＜一般相談＞月曜日～金曜日 9時から16時

＜法律相談＞第2・第4水曜日 13時から15時

＜年金相談＞第1・第3金曜日 13時から15時

※相談に係る費用は無料ですが、電話での相談の場合通話料がかかります。

お問合せ・相談は

福岡県障害者社会参加推進センターへ TEL・FAX 092-584-6110

成年後見制度

成年後見制度とは、認知症や知的・精神障害等のため、判断能力が十分ではない方に対して、障害福祉サービスや財産管理等に関する契約等の法律行為全般を成年後見人等がお手伝いする制度です。成年後見制度には、判断能力の程度に応じ、「後見」「保佐」「補助」の3種類からなる『法定後見制度』と判断能力の低下に備えてあらかじめ後見人を決めておく『任意後見制度』があります。

まずは、成年後見センター並びに福祉課総合相談担当、相談支援事業所、お近くの地域包括支援センター(65歳以上の方の場合)にご相談ください。

◆ 成年後見人等の支援内容

- ・財産管理(預貯金の管理など)
- ・身上保護(介護・福祉サービスの利用手続きなど)

お問合せ・ご相談は

社会福祉協議会（権利擁護センター）へ TEL 57-2535 FAX 57-2560

日常生活自立支援事業

認知症や知的・精神障害のため判断能力が不十分な方に対して、下記のサービス内容を生活支援員などがお手伝いします。

◆ 主なサービス内容

- ・福祉サービス利用手続きのお手伝い
- ・日常的なお金の出し入れ、公共料金などの支払い
- ・大切な書類(通帳や印鑑、年金証書)などのお預かり

お問合せ・ご相談は

社会福祉協議会（権利擁護センター）へ TEL 57-2531 FAX 57-2560

車いすの貸出し

市内に居住する在宅の方を対象に車いすの貸出し(短期間)を無料で行っています。通院等に利用できます。障害者手帳の有無は問いません。貸出しを希望される方は、事前に「ハーツ」へ連絡してください。

また、ご家庭で眠っている福祉機器等がありましたら、ご連絡ください。

お問合せ・申請は「ハーツ」へ TEL 59-0803 FAX 59-0806

9 社会参加、レクリエーション等

手話通訳の派遣・設置

聴覚障害者の社会的自立を支援するとともに、聴覚障害者の生活がスムーズにできるよう、手話奉仕員を派遣、手話通訳者を福祉課障害福祉担当に設置します。

◆派遣できる内容

病院の診察、公的機関での相談・各種手続き、市が認めた各種大会、講演会など
※商行為や政治、宗教活動に関する通訳、公序良俗に反する通訳等はお受けできません。

◆福祉課障害福祉担当窓口での通訳

市役所内での手続きや相談のために、手話通訳者を設置しています。

月～金曜日・・・8時45分～17時15分まで（12時～13時までは昼休み）

お問合せ・派遣依頼などは

福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664

要約筆記奉仕員の派遣

聴覚障害者の社会参加を支援するとともに、聴覚障害者の生活がスムーズにできるよう、要約筆記奉仕員を派遣します。要約筆記とは聴覚障害のある方に文字を書いて情報を伝える支援のことです。

◆派遣できる内容

病院の診察、公的機関での相談・各種手続き、市が認めた各種大会、講演会など
※商行為や政治、宗教活動に関する通訳、公序良俗に反する通訳等はお受けできません。

お問合せ・派遣依頼などは

福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664

電話お願い手帳

「電話お願い手帳」は、耳や言葉の不自由な方が電話を有効に活用できるようにと作られました。緊急のときや日常生活において電話を利用するのが困難である耳や言葉の不自由な方が、あらかじめ用件を書いた「電話お願い手帳」を他の人に見せて本人にかわって電話をかけてもらうためのものです。この手帳は福祉課障害福祉担当、社会福祉協議会などに置いています。皆様のご協力をお願いします。また、現在では電話お願い手帳のWeb版とアプリ版が提供されております。NTT西日本のホームページからアクセスできます。

110番アプリシステム

聴覚障害者等の方が、スマートフォン専用アプリを用いて文字対話方式で通報できるシステムがあります。

※アプリをダウンロード後、氏名や電話番号の登録が必要になります。
詳しくは警察庁のサイトをご確認ください。

電話リレーサービス

聴覚や発話に困難のある方が、通訳オペレーターを介して手話または文字、音声で会話できるシステムがあります。

※詳細は総務省のサイトをご確認ください。

消防署緊急通報用ファクス

「消防緊急通報用ファクス」は、聴覚や発話の障害などにより、音声で会話することが困難な方が、あらかじめ住所、氏名などを記入した通報用紙を準備しておき、火災や救急で通報するときに必要事項を記入し、ファクスで119通報を行うことができるものです。

筑後地域消防指令センターには、火災や救急の緊急通報を受信するための専用ファクスがあり、24時間対応しています。

- ・ 送信するためのファクス番号は、119番です。
- ・ 通報用紙が必要な方は、消防本部警防課窓口
又は消防本部ホームページ（電子申請・届出 届出用紙のダウンロード）より入手可能です。

お問合せ・ご相談は

消防本部警防課へ

TEL 53-3540 FAX 53-3531

福祉課障害福祉担当へ

TEL 41-2663 FAX 41-2664

NET119緊急通報システム

「NET119緊急通報システム」は、下表の市町村に居住、通勤又は通学する方で聴覚や発話の障害などにより、音声で会話することが困難な方が、位置情報（GPS）機能を搭載したスマートフォン・携帯電話のインターネット接続機能及び電子メール機能を用いて、簡単な画面操作で119通報を行うことができる無料の行政サービスです。

なお、利用には事前登録が必要となります。また、緊急通報に伴う通信費用やスマートフォン・携帯電話の利用に係る費用は登録者の負担となります。

利用対象市町村名

久留米市・大川市・小郡市・うきは市・大刀洗町・大木町・大牟田市・柳川市・八女市・広川町・筑後市・朝倉市・筑前町・東峰村・みやま市

お問合せ・申請は

消防本部警防課消防企画係へ

TEL 53-3540 FAX 53-3531

点字・声の『広報おおむた』の発行

視覚障害の身体障害者手帳の交付を受けている方に、CDによる声の『広報おおむた』を発行しています。

お問合せ・申請は市立図書館へ TEL 55-4504 FAX 43-1167

点字による『広報おおむた』を発行しています。

お問合せ・申請は
福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664

声の図書・点字図書の貸出し

視覚障害がある方にCDによる声の図書と点字図書の貸出しをしています。

お問合せ・申請は市立図書館へ TEL 55-4504 FAX 43-1167

自動車運転免許取得助成事業

4級以上の身体障害者手帳の所持者で、その障害が肢体不自由、聴覚障害、音声言語・そしゃく機能障害、内部障害（心臓機能障害を除く）の方又は療育手帳（又は判定書）の所持者が、就労等のため運転免許を取得する場合、費用の一部を助成します。

＜助成上限額＞ 9万円 （令和7年4月現在）

※取得後の申請は助成対象となりません。取得する前に申請してください。

お問合せ・申請は
福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664

自動車改造助成事業

上肢、下肢又は体幹機能の身体障害者手帳の所持者が、就労に伴い障害者自身が運転し所有する自動車を改造する（駆動・操行・制御装置等）場合、改造費の一部を助成します。ただし、所得制限等があります。

＜助成上限額＞ 9万円 （令和7年4月現在）

※改造後の申請は助成対象となりません。改造する前に申請してください。

お問合せ・申請は
福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664

大会・イベントなど

◇福岡県障がい者スポーツ大会◇

福岡県障がい者スポーツ大会（陸上、フライングディスク、卓球、アーチェリー等）を毎年5月に開催します。この大会の記録により毎年行われている全国障害者スポーツ大会へ福岡県代表として派遣されます。

◇スポーツ教室・レクリエーション◇

障害者の社会参加を目的とし、各種スポーツ教室、レクリエーションを実施します。

お問合せは

大牟田市障害者協議会へ TEL 57-7161 FAX 57-7163

交流・訓練など

◇ふれあい共室◇

障害のある児童・生徒と、障害のない児童・生徒、ボランティアや地域の方との交流の場として「ふれあい共室」を実施しています。さまざまな活動を行い、子ども同士のふれあいや、世代を超えたふれあいを通して、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育てています。児童・生徒の募集は5月に行います。

お問合せ・申請は

生涯学習課次世代育成担当へ TEL 41-2864 FAX 41-2210

◇月曜ひろば◇

「月曜ひろば」では、ことばや運動の発達の遅れが心配なお子さんや、落ち着きがない、友達と遊べないなどで心配なお子さんとお母さんに、さまざまな親子あそびを行います。親子一緒に楽しみながらからだを動かすことで、お子さんの心に安心感を育て、こころやからだの発育を助けます。

お問合せはともだちのいえへ TEL 32-9728 FAX 32-9499

◇大牟田市聴覚障害者生活教室◇

聴覚障害者に対し、講師を迎えてコミュニケーションに関すること、家庭生活、生活設計など社会生活に必要な知識、情報について生活教室を開いています。

お問合せは福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664

◇視覚障害者（盲青年・盲女性）生活訓練事業・中途失明者緊急生活訓練事業◇

視覚障害者が日常生活を送るうえで必要な知識や技術の習得、並びに視覚障害者の交流を行う等の生活訓練を実施しています。

お問合せは福岡県盲人協会へ TEL 092-923-6336

◇オストメイト社会適応訓練事業◇

ストーマ装具使用等による不安を解消し、社会復帰を促進するため、ストーマ装具の装着者を対象に、装着の使用等についての適応訓練を実施しています。

お問合せは日本オストミー協会福岡県支部へ TEL・FAX 092-572-7788

◇音声機能障害者発声訓練◇

疾病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失された方に対して発声訓練を実施しています。

お問合せは福岡県身体障害者福祉協会へ

TEL 092-584-6067 FAX 092-584-6070

◇肢体不自由児等の療育キャンプ事業◇

在宅の肢体不自由児を対象に、専門スタッフの協力を得て、夏季に療育キャンプを実施しています。

○肢体不自由児海・山の療育キャンプ事業

○進行性筋萎縮症児山の療育キャンプ事業

※令和7年度も昨年度と同様、1泊2日で実施する予定です。

お問合せは福岡県肢体不自由児協会へ TEL・FAX 092-584-5723

◇心身障がい児療育キャンプ事業◇

在宅重度障がい児・者の日常生活能力を高め、自立と社会参加を促進することを目的に各種キャンプを実施しています。

○在宅重症心身障がい児（者）療育キャンプ事業 ○自閉症児療育キャンプ事業

○幼児ダウン症児療育キャンプ事業 ○肢体不自由児療育キャンプ事業

○心身障がい児療育訓練事業

お問合せは福岡県障がい福祉課社会参加係へ

TEL 092-643-3264 FAX 092-643-3304

◇発達障害児者家族等支援事業「りりあん」◇

発達障害のあるまたは発達が気になる子ども（おおむね3歳以上12歳以下の市内在住の方）とその保護者等が気軽に集い、交流し、お互いの悩みの相談や情報交換を行える集まりです。参加中は、スタッフがお子さんをお預かりいたします。

毎月第1日曜日（5月は、第2、11月は、第2、1月は、第3日曜日）

※事前予約制。当日参加も可能ですが、なるべく前日までに参加希望のご連絡をお願いいたします。

申込先はともだちのいえ TEL 32-9728 FAX 32-9499

就学前の相談は

◇ ことばとこころの相談

「ことばが遅れているかも…」「コミュニケーションが取りにくい」「動きが激しく、落ち着きがない」といった子どもに関する心配事や、育児に関する保護者自身の悩みなど、心理士が相談に応じます。

- 対象 就学前児とその保護者（予約制です）
- 日程 月6回



◇ 言語聴覚士による相談

発音が気になる、吃音があるなど、ことばについて気がかりなことを言語聴覚士が相談に応じます。

- 対象 就学前児とその保護者（予約制です）
- 日程 年6回

お問合せは子ども家庭課（母子保健担当）へ
TEL 41-2260 FAX 41-2675

大牟田市の通級指導教室

通級指導教室では、小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害がある子どもに対して、各教科等の指導の大部分は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別の指導を行います。

◇ ことばの教室

子どもの発音や聞こえ等、言葉に心配がある場合には、教育相談を実施し、個に応じた指導を行います。学校生活への適応を高め、より豊かな人間性の成長や発達を図ることを目的とした小学生対象の通級教室です。

◇ あじさい教室

子どもの友達とのかかわり方や行動、学習等に心配がある場合には、教育相談を実施し、個に応じた指導を行います。生き生きとした生活をおくることができるように援助することを目的とした、小学生対象の通級教室です。

◇ こすもす教室

子どもの友達とのかかわり方や行動、学習等に心配がある場合には、教育相談を実施し、個に応じた指導を行います。生き生きとした生活をおくることができるように援助することを目的とした、中学生対象の通級教室です。

※ 場所はいずれも生涯学習支援センター2階（市延命庁舎）です。

小学生は、在籍校から各教室までは保護者の付き添い等により通うことになります。

お問合せは教育委員会指導室へ TEL 41-2861 FAX 41-2862
または教育相談室へ TEL 52-4113

10 くらしに役立つ情報

優先階住宅（市営住宅）

市営住宅のうち、一階の住宅で、通路から住宅までの階段が比較的少ない住宅です。

◆ **対象者** 次のいずれかに該当し、階段の昇降に著しく支障がある方がいる世帯

- ① 身体障害者手帳で肢体不自由（下肢・体幹）1～4級又は内部障害（心臓・じん臓・呼吸器機能）1級、視覚障害1・2級所持者
- ② 80歳以上の方
- ③ 疾病等で階段の昇降に日常的に著しく支障を来し、その治療に長期間を要する方

車いす対応住宅（市営・県営住宅）

市営住宅、県営住宅のうち、重度の障害や疾病等により、車いすを常時使用されている方がいる世帯のために、住宅に車いす用スロープがある特定目的住宅です。

障害の程度により、単身入居が可能な住宅や抽選倍率の優遇措置（一般の2倍）があります。詳しくは下記までご連絡ください。

お問合せは

市営住宅 大牟田市営住宅管理センターへ（大牟田駅前 江口草木饅頭店横）
TEL 41-0123 FAX 51-0661

県営住宅 福岡県住宅供給公社大牟田出張所へ（福岡県大牟田総合庁舎2階）
TEL 51-3500 FAX 51-3522

生活福祉資金の貸付

障害者の自立・社会参加促進のため生活福祉資金の貸付を行っています。教育支援資金、技能習得費、福祉機器購入費、自動車購入費などがあります。

※ただし、貸付にあたっては、一定の要件があり、また貸付まで一定の期間を要しますので、まずは下記までお問合せください。

お問合せ・申請は社会福祉協議会（生活支援相談室）へ TEL 32-8851

ふくおか・まごころ駐車場

障害のある方や高齢の方、妊産婦の方など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、公共施設、店舗等の障害者専用の駐車場などに車を止め、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度です。対象者の方には「ふくおか・まごころ駐車場」の利用証が発行されます。

◆ 駐車場の利用証

「ふくおか・まごころ駐車場」を利用する際には、利用証を車内に掲示していただきます。利用証を発行するためには下記の場所へ申請することが必要です。必要な書類は対象者によって異なりますので、事前にお問合せください。

利用証を車内ルームミラーに掛けて使います



◆ 利用証交付対象者

○身体障害者

対象者		対象等級
視覚障害		1～4級
聴覚又は平衡機能障害	聴覚障害	2～3級
	平衡機能障害	3～5級
肢体不自由	上肢	1～2級
	下肢	1～6級
	体幹	1～5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1～2級
	移動機能	1～6級
内臓の機能障害		1～4級

○知的障害者

療育手帳の障害の程度欄「A」

○精神障害者

精神障害者保健福祉手帳の障害等級1級

○高齢者

介護保険の要介護状態区分「要介護1」以上

○難病患者

特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾病医療受給者、指定医療費（指定難病）受給者

○妊産婦

- ・単胎児…妊娠7か月から産後3か月
- ・多胎児（双子や三つ子など）…妊娠7ヶ月から産後18ヶ月

○けが人

1年以内の車いす、杖等の補装具等の使用期間、歩行困難な期間

お問合せ・申請は福祉課障害福祉担当へ

TEL 41-2663 FAX 41-2664

駐車禁止除外指定車の標章

駐車禁止除外指定車標章の交付を受けている方が、現に使用中の車両については、駐車禁止場所（指定・法定の駐停車禁止場所等を除く）に他の交通の妨げにならない場合に限り駐車できます。駐車する場合は、駐車禁止除外指定車標章及び運転者の連絡先又は用務先をわかりやすく記載した書面を車両の前面の見やすい箇所に掲出して下さい。

駐車禁止除外指定車標章の申請をされる場合は、事前にお問い合わせ下さい。

お問合せ・申請は大牟田警察署へ TEL・FAX 43-0110

大牟田市災害時要配慮者名簿

災害が起きたときなどに自分一人の力だけでは避難することや身を守ることが難しく、誰かの手助けが必要な方（要配慮者）について、住所や名前、身体の状態などをあらかじめ市に登録しておく制度です。その情報を民生委員・児童委員や地域の団体と共有し、日頃の声かけ・見守り活動に活かすことで、万が一のときに要配慮者が地域で孤立しない関係づくりを目指しています。

◆ 名簿の登録要件 ◆

下記の①～⑤にあてはまる方のうち、災害等が発生したときに避難したり、身を守るために手助けを必要とする方です。ただし、災害発生時において、避難の支援などが必ずなされることを保証するものではありません。

- ① 要介護認定 3～5 を受けている
- ② 身体障害者手帳 1 級・2 級を所持している
- ③ 療育手帳 A を所持している
- ④ 精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している
- ⑤ 上記の①～④に準ずる身体状態で下記のいずれかに該当する

- ・ 立つことや歩行ができない
- ・ 物が見えない、見えにくい
- ・ 顔を見ても知人や家族がわからない
- ・ 音が聞こえない、聞き取りにくい
- ・ 言葉や文字の理解がむずかしい
- ・ 危険なことを判断できない
- ・ その他、持病等があり、一人での避難に大きな心配がある

上記の①～④に該当される方は、ご自宅へ関係書類を送付しています。

上記の⑤に該当される方は、登録届出書による申請が必要です。

お問合せ・申請は

福祉課総務企画担当へ	TEL 85-0470	FAX 41-2662
防災危機管理室へ	TEL 41-2894	FAX 41-2893

ヘルプカード・ヘルプマーク

障害のある方、認知症のある方、難病の方、妊娠している方などの中には、手助けが必要であっても「外見では不自由や障害に気づかれにくい人」、「コミュニケーションがうまくできずに、なかなか伝えられない人」がいます。

このため福岡県では、周囲のお手伝いが必要な方が身に付けておくことで、周囲の人が困っていることにすぐに気づくことができるよう、「ヘルプカード・ヘルプマーク」をつくりました。

この「ヘルプカード・ヘルプマーク」に手伝って欲しいことを記入し、身に付けることで、周りのひとに知らせることができます。



ヘルプマーク

◆入手方法

福祉課障害福祉担当で配布しています。

紙のヘルプカードは、福岡県のホームページからダウンロードもできます。

お問合せは福岡県障がい福祉課社会参加係へ

TEL 092-643-3264 FAX 092-643-3304

医療支援手帳

病院に行っても「待つことができない」「言葉が通じないと言われた」「周囲の視線が気になる」「検査ができるだろうか…」など、障害のある方は多くの不安や悩みを抱えて暮らしています。

この「医療支援手帳」は、障害のある方が安心して適切な医療を受けられるように…と当事者と保護者の切実な思いから生まれました。

知的障害や発達障害のある方のスムーズな医療機関受診の手助けとなるよう、障害者の特性や受診歴などをまとめて記載することができるようになっています。



◆入手方法

福祉課障害福祉担当、社会福祉協議会で配布しています。

お問合せは福祉課障害福祉担当へ

TEL 41-2663 FAX 41-2664

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳もしくは戦傷病者手帳の所持者又は介護保険法の要介護者で、身体に重度の障害のある方（※）は、郵便等による不在者投票（以下「郵便等投票」といいます。）の制度を利用できます。郵便等投票をするには選挙管理委員会委員長が発行する郵便等投票証明書の交付を受けておく必要があります。

証明書の有効期間は交付の日から７年間です（介護保険法の要介護者の場合は、交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日まで）。交付申請はいつでもすることができますが、交付までに時間を要する場合がありますので、できるだけ早めに申請してください。

※「身体に重度の障害がある方」という障害の程度は、次のとおりです。

（１）身体障害者について

障 害	１ 級	２ 級	３ 級
両下肢、体幹、移動機能	○	○	—
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○	—	○
免疫、肝臓	○	○	○

○印の障害の程度に該当する方が郵便等投票のできる方

（２）戦傷病者について

障 害	特別項症	第１項症	第２項症	第３項症
両下肢、体幹	○	○	○	—
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	○	○	○	○

○印の障害の程度に該当する方が郵便等投票のできる方

（３）介護保険法の要介護者について

介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護５の方

上記の（１）から（３）のいずれかに該当する方で、以下の要件にも該当する場合は、代理記載により投票することができます。（○印に該当する方です。）

ア 身体障害者については

障 害	１ 級
上 肢	○
視 覚	○

イ 戦傷病者については

障 害	特別項症	第１項症	第２項症
上 肢	○	○	○
視 覚	○	○	○

お問合せ・申請は

大牟田市選挙管理委員会へ TEL ４１－２８８２ FAX ４１－２８８３

さまざまな相談支援事業

◆民生委員・児童委員◆

同じ地域で生活する住民として、様々な生活上の相談に応じているボランティアです。厚生労働大臣の委嘱を受け、秘密を守ることが義務づけられていますので、安心して相談してください。お住まいの地域の担当委員がわからない場合は、お問合せください。

お問合せは福祉課総務企画担当へ TEL 85-0470 FAX 41-2662

◆身体障がい者巡回補装具判定◆

補装具の相談に応じるため、県との共催により年1回、無料で巡回補装具判定を実施しています。巡回補装具判定は、事前予約制です。予約の際に、相談の内容等についての聞き取りを行います。予約をされていない場合は、当日相談を受け付けることが出来ませんので、ご注意ください。予約の受付期間や実施日は「広報おおむた」でお知らせします。

お問合せは福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664

◆こころの健康相談◆

「眠れない」「何もする気がおこらない」などの心の悩みや、ひきこもり、アルコール等による問題などについて、専門医、保健師が相談に応じます。

- 開設日及び対応者：偶数月第3水曜日は専門医、奇数月第3水曜日は保健師
- 開設時間：午後1時から午後3時まで（事前に予約が必要です。）

お問合せは福岡県南筑後保健福祉環境事務所 健康増進課 精神保健係へ

TEL 72-2176 FAX 74-3295

◆こころリフレッシュ相談◆

日常生活の心配事や困り事で思い悩み、心の健康に不安を感じている方に対して、公認心理師が相談に応じます。

- 毎月第1・3火曜日 午後1時から午後3時まで（事前に予約が必要です。）

お問合せは福祉課地域支援担当へ TEL 85-0470 FAX 41-2662

◆生活支援相談室◆

仕事や生活に困っている人の状況に合わせて、相談員が寄り添いながら、様々な専門機関と連携し、解決に向けて一緒に考えていきます。お気軽にご相談ください。

※まずは、下記までお問合せください。秘密は厳守します。

お問合せは社会福祉協議会（生活支援相談室）へ TEL 32-8851 FAX 85-8382

◆行政書士相談◆

住民の悩みが複雑、多様化するなか専門相談として相談に応じています。秘密は厳守します。（電話予約制、先着10名 前回の相談日の翌日から相談日前日の午後5時まで受付）

- 毎月第3水曜日 午後1時30分から午後3時30分まで

お問合せ・申請は社会福祉協議会（生活支援相談室）へ TEL 32-8851
FAX 85-8382

◆市民相談◆

日常生活上の問題解決の助言や、市政への意見、要望、苦情などに市職員が応じ、内容によって適切な機関を案内します。

お問合せは市民生活課へ TEL 41-2601 FAX 41-2621

◆消費生活相談◆

商品やサービスに対する苦情・問合せ、契約のトラブル、多重債務などに関する相談を消費生活相談員が応じます。

- 毎週月曜日から金曜日の午前9時30分から午後4時まで（祝日・年末年始を除く）

お問合せは大牟田市消費生活センター（生活安全推進課）へ

大牟田市新栄町6番地1 市民活動等多目的交流施設「えるる」1階

TEL 41-2623 FAX 52-5299

◆法律相談◆

離婚、相続、金銭トラブルなどの法律知識が必要な相談に弁護士が応じます。

- 毎月第2、4水曜日の午後1時から（予約制で先着14人、1人20分）

お問合せは市民生活課へ TEL 41-2601 FAX 41-2621

◆司法書士相談◆

不動産・会社の登記、相続・遺言、成年後見などの相談に司法書士が応じます。

- 毎月第1、3火曜日の午後1時から（予約制で先着12人、1人20分）

お問合せは市民生活課へ TEL 41-2601 FAX 41-2621

◆交通事故相談◆

交通事故に関するトラブルや賠償問題などの相談に福岡県交通事故相談員が応じます。

- 4、7、10、1月第3水曜日の午前10時から午後4時まで（受付は午後3時まで）

2開庁日前までに福岡県交通事故相談所に予約を

TEL 092-643-3168

◆行政相談◆

国、県、市などの行政サービスに関する苦情、意見などに行政相談委員が応じます。

- 毎月第2、4木曜日の午前10時から正午まで

お問合せは市民生活課へ TEL 41-2601 FAX 41-2621

◆不動産相談◆

土地や家屋の売買時のアドバイス、業者とのトラブルなどの相談に宅建協会県南支部の不動産相談員が応じます。

- 毎月第2火曜日の午後1時から午後3時まで（予約制）

6日前（祝日の場合はその前日）までに福岡県宅地建物取引業協会県南支部に予約を

TEL 85-7308 FAX 85-7309

◆障害児等療育支援事業◆

発達障害児（者）の地域での生活を支援するため、療育指導、相談等及び各種福祉サービスの提供の援助調整等を行います。

お問合せはりんどうの森へ TEL 32-9728 FAX 32-9499

1 1 公共機関・各種施設・団体・関係機関

福祉関係機関

◆福祉課◆

総務企画担当：民生委員・児童委員などに関するご相談をお受けしています。

TEL 85-0470 FAX 41-2662

◆福祉課障害福祉担当◆

身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者などの医療や手当、福祉サービスなどに関するご相談をお受けしています。

TEL 41-2663 FAX 41-2664

◆福祉課介護保険担当◆

介護保険料、介護認定、介護サービスに関するご相談をお受けしています。

TEL 41-2683 FAX 41-2662

◆福祉課総合相談担当◆

障害者・高齢者・生活困窮者等の福祉に関するご相談をお受けしています。

福祉の総合相談窓口 TEL 41-2672 FAX 41-2662

◆地域包括支援センター及び介護予防・相談センター◆

高齢者のための相談窓口です。介護に関する相談や悩み、健康や福祉、医療や生活に関することなど、さまざまな相談に対応します。

・地域包括支援センター

包括センター名	事業所住所	連絡先	担当校区
中央地区地域包括支援センター	有明町 2-3 笹林公園内	TEL 41-2676 FAX 57-1220	大牟田中央、大正、 中友、白川、平原
手鎌地区地域包括支援センター	大字手鎌 1300-42 手鎌地区公民館内	TEL 59-6020 FAX 59-6021	明治、手鎌
吉野地区地域包括支援センター	大字白銀 781-3 吉野地区公民館内	TEL 41-6025 FAX 41-6026	上内、吉野、倉永
三池地区地域包括支援センター	大字三池 629-2 三池地区公民館内	TEL 41-5506 FAX 41-5507	高取、三池、羽山台、 銀水
三川地区地域包括支援センター	上屋敷町 1-12-3 三川地区公民館内	TEL 41-5298 FAX 41-5299	みなと、天領
駛馬・勝立地区地域包括支援センター	馬込町 1-20-1 駛馬地区公民館内	TEL 41-2020 FAX 41-2021	駛馬、天の原、玉川

・介護予防・相談センター

介護予防・相談センター名	事業所住所	連絡先	担当校区
大牟田医師会	不知火町 2-144	TEL 41-5353 FAX 57-6130	大牟田中央、大正、 中友、白川、平原

介護予防・相談センター名	事業所住所	連絡先	担当校区
こもれび	中町 1-4-1	TEL 41-5321 FAX 55-5077	明治、手鎌
天光園	大字橘 1494-1	TEL 50-0844 FAX 58-2866	上内、吉野、倉永
延寿苑	大字歴木 1807-1291	TEL 51-4340 FAX 51-4350	高取、三池 羽山台、銀水
サン久福木	大字久福木 894	TEL 55-2035 FAX 52-6183	
美さと	南船津町 1-10	TEL 57-3310 FAX 54-5575	みなと、天領
サンフレンズ	沖田町 510	TEL 43-1272 FAX 43-1273	駿馬、天の原、玉川
やぶつばき	青葉町 130-2	TEL 51-8880 FAX 54-3333	

◆保護課◆

生活保護に関するご相談をお受けしています。

TEL 41-2667 FAX 41-2664

◆子ども家庭課◆

子ども、ひとり親家庭及び寡婦等の福祉や医療に関すること(児童手当、児童扶養手当、子ども医療、重度障害者医療、ひとり親家庭等医療等)や、妊産婦・乳幼児の健診に関すること等のご相談をお受けしています。

TEL 41-2661 FAX 41-2675

妊娠・出産・子育てに関するご相談をお受けしています。

TEL 41-2260 FAX 41-2675

子どもや子育てに関するご相談をお受けしています。

TEL 41-2684 FAX 41-2675

◆子ども育成課◆

未就学児のお預かり(幼稚園・認定こども園・保育所等)、小学校に通う児童の放課後等のお預かり(学童保育所・学童クラブ)についてのご相談をお受けしています。えるる(市民活動等多目的交流施設)内にある「つどいの広場」では、発育や育児に関するご相談をお受けしています。

TEL 41-2248 FAX 41-2675

◆福岡県大牟田児童相談所◆

子どもについてのあらゆる心配ごとや悩みごとのご相談をお受けしています。

TEL 54-2344 FAX 54-2374

◆福岡県障がい者更生相談所◆

身体障害者及び知的障害者に関する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導を行うとともに、医学的、心理学的、職能的判定等を行います。

TEL 092-586-1055 FAX 092-586-1065

◆福岡県福祉情報センター◆

障害者の福祉に関する制度、ボランティア、相談窓口、施設など、いろいろな情報を収集し、電話、ファクス、郵便などでみなさんからののお問合せに応じます。

TEL 092-584-3330 FAX 092-584-3319

◆大牟田市社会福祉協議会(大牟田市総合福祉センター)◆

障害者、児童、高齢者、母子・父子など地域に暮らす人たちが安心して暮らし続けることができる地域福祉の推進を目的とした民間の団体です。

TEL 57-2519 FAX 57-2528

ホームページ <http://www.omshakyo-kizuna.com/>

◎所在地・・・大牟田市瓦町9-3

◎施設内容・・・大会議室、和室

◎利用案内

1. 開館時間 午前9時～午後9時(日曜日は午後5時まで)
2. 休館日 第2月曜日(祝日の場合、翌日火曜日)
第4日曜日、お盆、年末年始
3. 申込み 利用する日の3ヶ月前の1日から
4. 利用料金 有料

市内の福祉施設

令和7年3月1日現在

◆施設系一覧(就労系以外)◆

施設名	住 所	提 供 サービス
大牟田恵愛園 TEL 51-8750 FAX 51-8749	新勝立町 3-5-15	施設入所支援 生活介護 短期入所 日中一時支援
有明ホーム TEL 57-2130 FAX 57-2139	大字櫟野 2771	施設入所支援 生活介護 短期入所 日中一時支援
大牟田ワークショップセンター TEL 56-7512 FAX 88-8399	大字櫟野 2824	施設入所支援 生活介護 短期入所 日中一時支援
あけぼの苑 TEL 53-0122 FAX 53-0122	萩尾町 2-273-1	施設入所支援 生活介護 短期入所
生活支援センターこすもす TEL 51-5705 FAX 51-5709	大字櫟野 2771-5	生活介護
エンゼル TEL 59-3033 FAX 59-3034	大字新町 343-3 増田ビル 204 号	生活介護
ふれんず TEL 53-4896 FAX 32-9896	大字唐船 264-1	生活介護
アプリコットハウス TEL 52-0022 FAX 59-5002	萩尾町 1-2-1	自立訓練(生活) 宿泊型自立訓練 短期入所
独立行政法人国立病院機構 大牟田病院 TEL 58-1122 FAX 58-6804	大字橘 1044-1	短期入所 療養介護 日中一時支援
び〜ず南 TEL 88-9460 FAX 88-9461	樋口町 4-7、4-8	生活介護 日中一時支援
デイサービス とーとうがなし TEL 88-8625 FAX 88-8629	大字三池 919-17	自立訓練(生活)
あっとほーむフィットネスデイⅡ TEL 85-7422 FAX 85-7422	浜田町 5-1	生活介護
生活工房 いちゃんか TEL 32-8770 FAX 88-8629	大字三池 920-25	自立訓練(生活)
つくしんぼ小浜Ⅲ TEL 51-8781 FAX 51-8776	小浜町 3-2-12	短期入所

施設名	住所	提供サービス
デイサービス とーとうがなし 二番館 TEL 88-8625 FAX 88-8629	大字三池 919-21	自立訓練(生活)
グループホーム ポノ TEL 54-6530	大字三池 309-2	短期入所
短期入所クライス大牟田下池町 TEL 85-6003 FAX 85-6004	下池町 54	短期入所
短期入所スターホーム OMUTA TEL 32-9642 FAX 32-9643	大字倉永 343-2	短期入所

◆施設系一覧(就労系)◆

施設名	住所	提供サービス
大牟田恵愛園 TEL 51-8750 FAX 51-8749	新勝立町 3-5-15	就労継続支援B型
障害福祉サービス事業 恵愛ワークセンター TEL 43-1202 FAX 41-1203	大字今山 4368-3	就労継続支援A型 就労継続支援B型
障害者就労・自立支援センター たんぽぽ TEL 51-8807 FAX 51-8806	八本町 100-9	就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 就労定着支援
ふれんず TEL 53-4896 FAX 32-9896	大字唐船 264-1	就労継続支援B型
森の工房 どんぐり TEL 52-7575 FAX 52-7560	下池町 31-2	就労継続支援B型
ニューフィールド TEL 59-2777 FAX 59-2778	新栄町 17-43	就労継続支援A型
ウェルサービス 今山 TEL 85-9265 FAX 88-9255	大字今山 2343-1	就労継続支援A型
ワーキングサポートフェリス TEL 32-9111 FAX 32-9067	日出町 2-2-10	就労継続支援A型
あおぞら大牟田 TEL 090-3011-3640 FAX 0968-72-7155	東新町 1-8-1	就労継続支援A型 就労継続支援B型

施 設 名	住 所	提 供 サービス
リフォルマ TEL 54-6530 FAX 54-6530	東新町 2-6-2	就労継続支援A型 就労継続支援B型
ティオ新栄町 TEL 85-8322 FAX 85-8716	東新町 1-3-9 有明塾ビル 1 階 2 階	就労継続支援B型
ワークサポート リード倉永 TEL 41-6377 FAX 41-6378	大字倉永 83-27	就労継続支援A型
ティオ大牟田築町 TEL 32-9604 FAX 32-9605	築町 4-1	就労移行支援 就労定着支援
ウェルサービス 岬 TEL 31-3788 FAX 31-3754	大字手鎌 304-3	就労継続支援A型
び～ず南 TEL 88-9460 FAX 88-9461	樋口町 4-7、4-8	就労継続支援B型
多機能型事業所ディスカバリー TEL 88-8339 FAX 55-5030	小川町 30-1	就労移行支援 就労継続支援B型
オアシス TEL 85-9526 FAX 85-9527	新栄町 16-16	就労継続支援B型
いろどり TEL 85-7077 FAX 85-7078	千代町 4-5	就労継続支援A型
リライト TEL 53-3677 FAX 53-3677	大字唐船 192-1	就労継続支援A型
アント TEL 31-3267 FAX 31-3267	通町 1-6-11	就労継続支援A型
ひかりワークサポート TEL 88-9538 FAX 88-9537	八尻町 3-23	就労継続支援B型
生活工房 いちゃんか TEL 32-8770 FAX 88-8629	大字三池 920-25	就労継続支援B型
障がい者支援センター 大牟田ワークステーション TEL 85-0216 FAX 85-0397	新栄町 8-1	就労継続支援B型
エコサンク福祉作業所 TEL 88-9963 FAX 88-9964	健老町 461 産業支援セン ター204 号	就労継続支援B型

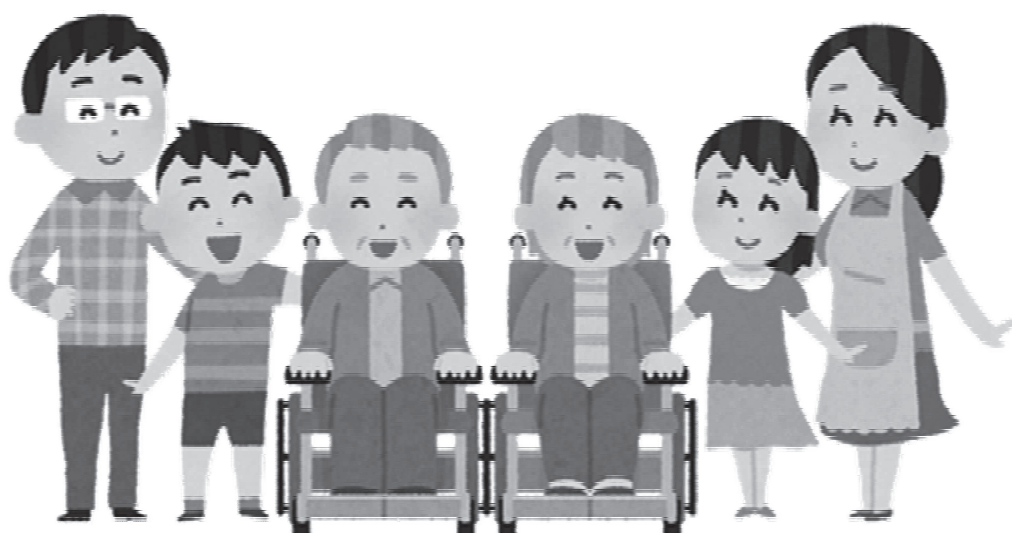
施 設 名	住 所	提 供 サービス
就労継続支援 B 型サイバーワークス TEL 31-2407 FAX 31-2408	大字唐船 2081-188	就労継続支援B型
就労移行支援コアワークス TEL 31-2407 FAX 31-2408	大字唐船 2081-188	就労移行支援

◆グループホーム一覧◆

施 設 名	住 所
さくらガーデンハイツ	下池町 37
【連絡先】 医療法人 静光園（第二病院） TEL 52-8805 FAX 52-6660	
グリーンケアホテル	萩尾町 1-410
【連絡先】 社会福祉法人 あけぼの会 TEL 53-4156 FAX 53-4156	
つくしんぼ小浜	小浜町 98-12
つくしんぼ小浜Ⅲ	小浜町 3-2-12
つくしんぼ勝立	大字勝立 121-1、121-5、121-7 102 号
つくしんぼ宮原	宮原町 1-280-1 ロングヒル 2-G
つくしんぼ浜田	浜田町 3-2 浜風コーポ 1 棟 101 号
つくしんぼ末広	末広町 238
つくしんぼ草木	大字草木 471-20
つくしんぼ亀谷	亀谷町 8-1
【連絡先】 社会福祉法人 キリスト者奉仕会 TEL 51-8781 FAX 51-8780	
八尻寮	八尻町 3-14-3
【連絡先】 ローカルコア株式会社 TEL 55-0115 FAX 85-0182	

施 設 名	住 所
グループホーム「サンフラワー」	大字三池 878
【連絡先】医療法人 富松記念会	TEL 59-7066 FAX 53-4863
ライフサポート リード	大字吉野 1676-4
【連絡先】一般社団法人リード	TEL 31-5022 FAX 31-5023
グループホームフェリス黄金	黄金町 2-230-1
【連絡先】一般社団法人ワーキングサポートフェリス	TEL 32-9111 FAX 31-9067
自立支援ホームWAO	大字今山 2252-2
【連絡先】株式会社希春	TEL 54-0170 FAX 53-2133
グループホーム Leo	大字岬 988-1
【連絡先】一般社団法人 ウェルフェア協会	TEL 080-3974-7654 FAX 31-3754
くろだハウス	大字手鎌 152-1
【連絡先】NPO法人大牟田知的障害者育成会	TEL 53-4896 FAX 32-9896
グループホーム天の原	天道町 56
【連絡先】株式会社青空	TEL 090-6654-3728 FAX 56-0123
グループホーム唯	桜町 33-4
【連絡先】日本システム株式会社	TEL 57-2963 FAX 57-6032
グループホーム ルアナ	大字草木 754
グループホーム ポノ	大字三池 309-2
【連絡先】株式会社リフォルマ	TEL 54-6530
グループホーム エール	樋口町 8-9
【連絡先】株式会社エール	TEL 85-0132 FAX 85-0132

施 設 名	住 所
クライスハイム大牟田下池町事業所	下池町 54
【連絡先】ミナノワ株式会社	TEL 85－6003
グループホーム リンク	上官町 1-2-5
【連絡先】株式会社リンクメディカル	TEL 0968－82－8120
グループホーム虹色かぞく	大字新町 90
【連絡先】株式会社Amo・Lino	TEL 85－9753
スターホーム OMTA	大字倉永 343-2
【連絡先】株式会社小野篁社	TEL 32－9642



◆障害児通所施設一覧◆

施設名	住 所	提 供 サービス
りんどう学園 TEL 53-8204 FAX 41-1110	大字今山 755	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 日中一時支援
からふる TEL 51-7026 FAX 51-7026	通町 2-16-3	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
放 課 後 等 デイサービス るんるん TEL 59-3555 FAX 32-8381	天領町 1-141-2	放課後等デイサービス
び〜ず TEL 88-9460 FAX 88-9461	樋口町 4-7、4-8	放課後等デイサービス
てとてのキッズ TEL 55-5080 FAX 55-5030	小川町 30-1	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
放 課 後 等 デイサービス 美さと TEL 56-3310 FAX 51-3313	三里町 1-16-2	児童発達支援 放課後等デイサービス
放 課 後 等 デイサービス きらきらぼし TEL 85-8612 FAX 31-3875	大字倉永 1651	放課後等デイサービス
実りえ本部 TEL 59-2330 FAX 59-2331	上官町 2-89-18	放課後等デイサービス
Chameleon TEL 85-9861 FAX 85-9871	大黒町 1-17 2 階	児童発達支援 放課後等デイサービス
発 達 支 援 事 業 所 ひらそるの芽 TEL 85-7272 FAX 85-7280	明治町 2-4	児童発達支援 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援
FCアミーゴ TEL 85-7162 FAX 85-7163	大字白銀 352-1	放課後等デイサービス
放課後等デイサービス ひまわりキッズ TEL 85-0937 FAX 85-0938	八本町 79-8	放課後等デイサービス
みらとも TEL 32-9711 FAX 32-9499	大字新町 346-3	放課後等デイサービス
発 達 支 援 事 業 所 ひらそるのいろ TEL 88-9103 FAX 88-9104	桜町 174-3	放課後等デイサービス

施 設 名	住 所	提 供 サービス
こどもの森 ちゅら TEL 85-8920 FAX 85-8921	南船津町 3-5-8	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
児童発達支援・放課後等デイサービス MORE～モア～大牟田校 TEL 59-5072 FAX 59-5073	本町 4-9-5	児童発達支援 放課後等デイサービス
チャイルドハート大牟田 TEL 85-3485 FAX 85-3486	大字宮部 7-3	児童発達支援 放課後等デイサービス
多機能型事業所 ぐらはぴ TEL 85-3677 FAX 85-3677	中白川町 3-83	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
放課後等デイサービス ラーテルクラブ大牟田 TEL 85-6115 FAX 85-6116	柿園町 1-1-13	放課後等デイサービス
ひかりの森 TEL 85-2505 FAX 85-2606	新勝立町 3-5-15	放課後等デイサービス

◆ 指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者一覧 ◆

施設名	住所	提供サービス
ふれあいの森 あじさい TEL 55-8555 FAX 55-8570	原山町 1-6	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援
相談支援センター サンローレル TEL 88-8135 FAX 88-8136	萩尾町 2-273-1	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援
障害者生活支援センター「ハーツ」 TEL 59-0803 FAX 59-0806	上町 1-2-5-1	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援
ともだちのいえ TEL 32-9728 FAX 32-9499	大字新町 346-3	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援 障害児相談支援
相談支援センター オリーブの木 TEL 88-8120 FAX 32-9896	大字唐船 264-1	計画相談支援
あっとほーむケアプランサービス TEL 59-7600 FAX 59-7655	右京町 50-1	計画相談支援
ケアプランセンター光 TEL 88-9538 FAX 88-9537	八尻町 3-23-1	計画相談支援 障害児相談支援
ケアステーション メルシィ TEL 85-7240 FAX 85-7241	神田町 44-7	計画相談支援 障害児相談支援
てとてのりぼん TEL 85-8688 FAX 55-5030	小川町 30-1	障害児相談支援
相談支援センター アリイ TEL 080-9100-8081	山下町 39	計画相談支援 障害児相談支援
テラス大牟田相談支援センター TEL 85-3288 FAX 88-3287	大字手鎌 747	計画相談支援 障害児相談支援
木下社会福祉士事務所 TEL 070-9100-2559	柿園町 1-1-3 柿園ハイツ 6011 号室	計画相談支援 障害児相談支援

地域活動支援センター

種 類	名 称	所在地	TEL	FAX
Ⅰ 型	あじさい	原山町 1-6	55-8555	55-8570
	ハーツ	上町 1-2-5-1	59-0803	59-0806
Ⅱ 型	むつごろう作業所	鳥塚町 14-5	54-2131	31-3549
Ⅲ 型	もやい	上町 2-4-7 イッツビル 102 号	56-9142	56-9142

市内の障害者団体

◆NPO法人大牟田市障害者協議会◆

障害者の地域での就労の場の創出、生活支援に関する事業、福祉に関する調査・研究事業等

ほっとかん(新栄町事業所)大牟田市新栄町 1 6 - 1 1 - 1

TEL 57-7161 FAX 57-7163

◆大牟田市に居住する身体障害者の団体◆

- * 大牟田市視力障害者福祉協会
- * 大牟田市肢体障害者福祉協会
- * 大牟田聴覚障害者福祉協会

お問合せは大牟田市障害者協議会 TEL 57-7161 FAX 57-7163

◆知的障害児者と保護者、家族の会(心をつなぐ会)◆

本人に寄り添いながら安心した暮らしを目指し、知的障害児者、家族で構成されています。

大牟田市大字新町 3 4 3 - 3 2 0 4 号(エンゼル内) TEL 56-3308

(不在時は59-3033)

◆大牟田地域精神障害者家族会「NPO法人ともしび会」◆

家族会全員が集まって、心の病がある方が安心して生活できる街をつくるために活動しています。

大牟田市鳥塚町 1 4 - 5 (むつごろう作業所内) TEL 54-2131 FAX 31-3549

◆大牟田市自閉症児者親の会◆

自閉症児者についての理解促進を目的として、おはなし会などを行っています。

TEL 51-5920

◆ピアサポートさくら◆

心の病気を持つ方の当事者会やヘルプマークの周知活動を行っています。

メールアドレス sakura-peer@ymail.ne.jp

ホームページ <https://peersupport-sakurajimodofree.com>

ボランティア団体

◆ 点訳奉仕「大牟田むつき会」

視覚障害者福祉向上のための点訳奉仕、点字図書づくり、点訳奉仕員養成講座など

◆ 大牟田手話の会「ありあけ」

聴覚障害者のための支援活動、手話通訳、聴覚障害者との交流、手話奉仕員養成講座など

◆ 「大牟田朗読の会」

視覚障害者福祉向上のための朗読奉仕（広報おおむた、新聞コラム作成）、デジタイズ録音図書作成、朗読奉仕員養成講座など

◆ 大牟田要約筆記の会 のぞみ

聴覚障害者のための文字による支援活動、中途失聴者・難聴者との交流、養成講座など

◆ NPO法人「つなぎておおむた」

広く一般市民の備災力・支援力を高めるための、災害への備えと対応に関する講座開催

◆ 同行援護ボランティア「なすな」

視覚障害者を対象に外出時の移動・活動のための同行援護活動

各ボランティアグループに関するお問合せは

社会福祉協議会へ TEL 32-9033 FAX 57-2528

◆ 「朗読座おおむた」

視覚障害者福祉向上のための朗読奉仕、CDへの吹き込み、朗読奉仕員養成講座など

お問合せは TEL 090-5728-0798

※ このほかにも、いろいろなボランティアグループがあります。

ボランティアの養成

障害者の自立と社会参加の促進を図るため、ボランティアグループ等の協力により、次の養成講座を行っています。

講座の時期等については『広報おおむた』でお知らせします。

- 点訳奉仕員養成講座
- 朗読奉仕員養成講座
- 手話奉仕員養成講座
- 要約筆記奉仕員養成講座

各養成講座に関するお問合せは

福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664

公共機関一覧

機関名	所在地	電話番号	FAX
大牟田市保健福祉部 福祉支援室 福祉課 障害福祉担当	有明町 2-3	41-2663	41-2664
大牟田市保健福祉部 福祉支援室 福祉課 総務企画担当・地域支援担当	有明町 2-3	85-0470	41-2662
大牟田市保健福祉部 福祉支援室 福祉課 介護保険担当	有明町 2-3	41-2683	41-2662
大牟田市保健福祉部 福祉支援室 福祉課 総合相談担当 (障害者虐待防止センター)	有明町 2-3	41-2672	41-2662
大牟田市保健福祉部 福祉支援室 保護課	有明町 2-3	41-2667	41-2664
大牟田市保健福祉部 健康づくり課	不知火町 1-5-1	41-2668	41-2675
大牟田市保健福祉部 子ども未来室 子ども家庭課	不知火町 1-5-1	41-2661	41-2675
大牟田市保健福祉部 子ども未来室 子ども育成課	不知火町 1-5-1	41-2248	41-2675
大牟田市教育委員会指導室	有明町 2-3	41-2861	41-2862
大牟田市総合福祉センター (大牟田市社会福祉協議会)	瓦町 9-3	57-2519 (代表番号)	57-2528
大牟田市教育委員会	有明町 2-3	41-2860	41-2862
大牟田市立 大牟田特別支援学校	天道町 24	56-9671	52-0111
大牟田児童相談所	西浜田町 4-1	54-2344	54-2374
大牟田県税事務所	小浜町 24-1	41-5122	52-1015
大牟田年金事務所	大正町 6-2-10	52-5294 (代表番号)	51-6849
大牟田税務署	不知火町 1-3-16	52-3245	—
ハローワーク大牟田	大正町 6-2-3	69-0009	54-1540
福岡県 福祉労働部障がい福祉課	福岡市博多区東公園 7-7	092-643-3263 092-643-3264 092-643-3312	092-643-3304
福岡県 南筑後保健福祉環境事務所	【本庁舎】精神保健等について 柳川市三橋町今古賀 8-1	72-2176 (健康増進課)	74-3295
	【分庁舎】障害者福祉等について 八女市本村 25	0943-22-6971 (社会福祉課)	0943-23-7044
NHK福岡放送局	福岡市中央区六本松 1-1-10	092-724-2800	—
西日本高速道路株式会社	福岡市博多区博多駅東 3-13-15	092-260-6111	092-260-6118

クローバープラザ関係機関

◆春日市原町 3-1-7

機関名	電話番号	FAX
福岡県障がい者更生相談所	092-586-1055	092-586-1065
福岡県精神保健福祉センター	092-582-7510	092-582-7505
福岡県身体障害者福祉協会	092-584-6067	092-584-6070
福岡県肢体不自由児協会	092-584-5723	092-584-5723
福岡県障がい者スポーツ協会	092-582-5223	092-582-5228
福岡県重症心身障害児(者)を守る会	092-582-3929	092-582-3930
福岡県手話の会連合会	092-584-3649	092-584-3649
福岡点字図書館	092-584-3590	092-584-1101
福岡県聴覚障害者センター	092-582-2414	092-582-2419
福岡県手をつなぐ育成会	092-584-4374	092-584-4378
福岡県社会福祉協議会	092-584-3377	092-584-3369
福岡県障がい者110番相談室	092-584-6110	092-584-6110

オストメイト対応トイレ

設置場所 () の数字は右の設備の種類を表します。

大牟田市役所…(5)(6)(9)(10)
 大牟田市保健センターらふる…(2)(5)～(9)
 大牟田市消防本部…(3)～(7)、(9)
 大牟田市立病院…(2)(4)～(7)
 大牟田文化会館…(2)(5)～(9)
 えるる…(2)(5)～(7)(9)(10)
 勝立地区公民館…(2)(6)～(9)
 三池地区公民館…(2)(6)～(9)
 三川地区公民館…(2)(5)～(9)
 エコサンクセンター…(3)(6)～(10)
 道の駅おおむた…(2)(5)～(10)
 大牟田市総合福祉センター…(2)(4)～(10)
 緑地運動公園…(3)(5)(6)(9)(10)
 御大典記念グラウンド…(2)(6)(7)(9)(10)
 大正町公衆トイレ…(2)(5)～(10)
 原の前公園…(3)(6)(7)
 延命公園……(5)(6)
 大牟田市総合体育館(おおむたアリーナ)
 …(2)(5)～(10)

設備の種類

- (1) 昇降式汚物洗浄台
- (2) 壁掛け式汚物洗浄台
- (3) 床置き汚物洗浄台
- (4) パウチ洗浄便器
- (5) ハンドシャワー
- (6) 鏡
- (7) 棚
- (8) フック
- (9) 汚物入れ
- (10) ベンチ・ベッドなど

吉野地区公民館…(2)(6)(7)(9)
 みなと小(体育館)…(2)(5)～(8)(10)
 天領小(体育館)…(2)(5)～(8)(10)
 駛馬小(体育館)…(2)(5)～(8)(10)
 大牟田中央小(体育館)…(2)(5)～(8)(10)
 天の原小(体育館)…(2)(5)～(8)(10)
 平原小(体育館)…(2)(5)～(8)(10)
 手鎌小(体育館)…(2)(5)～(8)(10)
 宅峰中(体育館)…(2)(5)～(8)(10)
 御木中(校舎、体育館)…(2)(5)～(8)
 大牟田特別支援(体育館)…(2)(5)～(8)(10)

多目的トイレ設置場所

施設名	所在地	電話番号	FAX
大牟田市役所	有明町 2-3	41-2222	41-2552
大牟田市企業局(水道局)	有明町 2-3	41-2840	41-2842
大牟田市保健センターらふる	不知火町 1-5-1	41-2668	41-2675
大牟田市消防本部	浄真町 46 番地	53-3540	53-3531
大牟田市消防署明治出張所	健老町 38 番地 8	57-9772	57-9772
大牟田市石炭産業科学館	岬町 6-23	53-2377	53-2340
大牟田市立病院	宝坂町 2-19-2	53-1061	52-4653
三池カルタ・歴史資料館	宝坂町 2-2-3	53-8780	53-8781
大牟田市立図書館		55-4504	43-1167
大牟田文化会館	不知火町 2-10-2	55-3131	52-8651
大牟田市総合体育館(おおむたアリーナ)	宝坂町 2-92	53-6003	59-0186
えるる	新栄町 6-1	52-5285	43-1214
大牟田市動物園 (大牟田市ともだちや絵本美術館)	昭和町 163 (若宮町 2-1)	56-4526 (32-8050)	56-9551
リフレスおおむた	大字四ヶ 1221	58-7777	41-7300
中央地区公民館	原山町 13-3	53-1502	59-0614
三川地区公民館	上屋敷町 1-12-3	52-5957	52-5998
勝立地区公民館	新勝立町 4-1-1	51-0393	43-4053
吉野地区公民館	大字白銀 781-3	58-3479	50-0494
三池地区公民館	大字三池 629-2	53-8343	43-6814
手鎌地区公民館	大字手鎌 1300-42	56-6008	56-6824
駿馬地区公民館	馬込町 1-20-1	57-5443	57-5444
大牟田観光プラザ	不知火町 1-144-4	52-2212	43-0100
新大牟田駅観光プラザ	岩本 2509-3	58-2216	58-2216
高齢者生きがい創造センター	北磯町 81-2	53-2319	53-2320
緑地運動公園 (管理棟)	西新町 22	51-5744	51-5744
大牟田ハイツ	大字甘木 1203-116	58-3497	58-7069
エコサルクセンター	健老町 461	41-2735	41-1552
道の駅おおむた	四箇新町 2-1	50-1187	50-1191
西鉄大牟田駅	久保田町 1-21	72-2503	—
JR大牟田駅	不知火町 10-24	—	—
JR新大牟田駅	岩本 2509	—	—
大牟田警察署	不知火町 3-8	43-0110	43-0110
大牟田税務署	不知火町 1-3-16	52-3245	—
ハローワーク大牟田	大正町 6-2-3	69-0009	54-1540
労働基準監督署	小浜町 24-13	53-3987	53-3990
福岡地方裁判所大牟田支部	白金町 101	53-3503	43-3544
福岡家庭裁判所大牟田支部	白金町 101	53-3504	43-3544
大牟田児童相談所	西浜田町 4-1	54-2344	54-2374
福岡県大牟田総合庁舎	小浜町 24-1	41-5122	52-1015
大牟田市総合福祉センター	瓦町 9-3	57-2519	57-2528
御大典記念グラウンド	黄金町 1-123	53-0321	—
延命球場	原山町 200	53-4237	—

施設名	所在地	電話番号	FAX
延命プール	黄金町 1-68	53-7337	—
みなと小学校(校舎・体育館)	上屋敷町 2-3-1	53-6004	56-0914
天領小学校(校舎・体育館)	天領町 1-145-1	53-6006	56-0912
駿馬小学校(校舎・体育館)	馬場町 17	53-6008	56-0901
天の原小学校(体育館)	笹原町 3-116	53-6009	56-0895
玉川小学校(体育館)	大字櫛野 2710-1	53-6011	56-0885
大牟田中央小学校(校舎・体育館)	笹林町 1-1-3	53-6014	59-0864
大正小学校(体育館)	大正町 5-5-9	53-6015	59-0863
中友小学校(体育館)	中友町 1-20	53-6016	56-0497
明治小学校(体育館)	明治町 2-21-1	53-6017	59-0859
白川小学校(体育館)	中白川町 1-183	53-6018	59-0856
平原小学校(校舎・体育館)	平原町 333	53-6019	56-9044
高取小学校(体育館)	大字歴木 1807 番地 58	53-6020	59-0854
三池小学校(校舎・体育館)	大字新町 289-1	53-6021	59-0853
羽山台小学校(体育館)	大字草木 587 番地 3	53-6013	59-0857
銀水小学校(体育館)	大字田隈 239	53-6022	59-0849
上内小学校(校舎)	大字上内 1575-1	58-0103	50-0505
吉野小学校(体育館)	大字白銀 967-17	58-1037	58-7990
倉永小学校(体育館)	大字倉永 1307	58-1038	58-7987
手鎌小学校(校舎・体育館)	大字唐船 395	53-6025	59-0848
宅峰中学校(校舎・体育館)	右京町 1	53-6034	57-7098
宮原中学校(校舎・体育館)	米生町 2-26	53-6032	57-7094
白光中学校(校舎・体育館)	椿黒町 32	53-6036	57-7147
御木中学校(校舎・体育館)	大字歴木 1150(旧歴木中学校)	53-6037	57-7164
白銀中学校(体育館)	大字田隈 338(旧田隈中学校)	53-6040	57-7169
甘木中学校(体育館)	大字甘木 613-1	58-0033	50-1373
大牟田特別支援学校(高等部校舎・体育館)	天道町 24	56-9671	52-0111
延命公園	昭和町 223	—	—
諏訪公園	岬町 1-3	52-3619	—
甘木公園	大字甘木字甘木山 1203-58	—	—
手鎌北町公園	大字手鎌字北町 1520	—	—
鳥塚公園	鳥塚町 86	—	—
宮浦公園	西宮浦町 1	—	—
中友公園	新地町 3	—	—
原の前公園	大字橘字寺野 1251-2	—	—
明治第一公園	明治町 1-6	—	—
新勝立公園	新勝立町 3-12-2	—	—
白銀川調節池公園	大字白銀 200	—	—
勝立団地第一公園	新勝立町 2-18	—	—
小浜南団地中央公園	小浜町 80-4	—	—
四箇新町ふれあい公園	四箇新町 2-2	—	—
笹林公園	笹林町 1-1-2	—	—

memo

相談支援事業者

障害者・児の自立した生活援助等のため、身体障害・知的障害・精神障害の3つの障害に対応する4ヶ所の相談支援事業者があります。いろいろな相談のほか、手続きの代行も行います。

◆「あじさい」◆

開所時間 月～土曜 9時～17時 ※地域活動支援センターI型についても同じ
(日曜、祝日、盆、年末年始はお休みです。)
〒836-0862 大牟田市原山町1-6
TEL 55-8555 FAX 55-8570

◆「サンローレル」◆

来所される際は電話等で予約をしてください。

相談時間 月～土曜 9時～17時 (日曜、盆、年末年始はお休みです。)
〒836-0096 大牟田市萩尾町2-273-1
TEL 88-8135 FAX 88-8136
携帯電話 090-9076-1050 090-5730-8111

◆「ハーツ」◆

来所される際は電話等で予約をしてください。車いすの無料貸出しも行っています。

開所時間 月～金曜 9時～18時 ※地域活動支援センターI型は10時～17時
(土・日曜、祝日、年末年始はお休みです。)
〒836-0853 大牟田市上町1-2-5-1
TEL 59-0803 FAX 59-0806

◆「ともだちのいえ」◆

開所時間 月～土曜 9時～17時 ※ただし、緊急の場合は時間外でも対応します。
(日曜、祝日、盆、年末年始はお休みです。)
〒837-0923 大牟田市大字新町346-3
TEL 32-9728 FAX 32-9499

就労に関する相談先

◆障害者就業・生活支援センター「ほっとかん」◆

就職したいと考えている障害のある方やその保護者の方、障害のある人を雇用している、または雇用しようと考えている企業をサポートします。

働く上での悩みや困っていることの相談、基礎訓練施設、職場実習のあっせん、就職後のフォローアップなどを行います。

開所時間 月～金曜 9時～17時30分 (土・日曜、祝日、年末年始はお休みです。)
〒836-0041 大牟田市新栄町16-11-1
TEL 57-7161 FAX 57-7163

◆ハローワーク大牟田◆

専門の職員・相談員を配置し、求職の申し込みから就職後の定着支援まで一貫した職業紹介、就業指導等を行っています。障害者に限定した求人のほか、一般の求人に応募いただくことも可能です。その方にあった求人の開拓や職業訓練の提案等、きめ細やかなサービスを行っています。

開所時間 月～金曜 8時30分～17時15分 (土・日曜、祝日、年末年始はお休みです。)
〒836-0047 大牟田市大正町6-2-3
TEL 69-0009 (障害者窓口) FAX 54-1540